

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 114

平成 24 年 9 月

文化庁文化部宗務課

目 次

論 説

近年における外国籍住民とその宗教

大阪国際大学教授 三木 英……………1

解 説

沖縄県における宗務行政の変遷と現状

沖縄県総務部総務私学課…………… 17

行政資料

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための

指定寄附金の取扱いについて…………… 24

宗務報告

1 宗教法人審議会 …………… 44

2 海外の宗教事情に関する調査概要…………… 45

近年における外国籍住民とその宗教

大阪国際大学教授 三木 英

1 ニューカマーたちの現在

長引く不況のため——そして東日本大震災の影響が加わって——減少気味とはいえ、現在の日本の国土に生活する外国籍住民の数は、おそらく一般にイメージされている以上に多い。彼らは「移民」という概念で把握される存在である。移民とは、移動した先の国で1年以上を暮らす人々のことであると認識しておこう。法務省入国管理局の統計によれば、2011年末現在でその数は2,078,508人を記録する。1955年の統計では641,428人であったから、その伸張の程は明瞭である。なお、非正規滞在者も少ないため、実際の数値は統計よりもさらに多いはずである⁽¹⁾。

その推移を、図1が表している。とくに1990年以降の増加が顕著であることが見て取れる。1989年に出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号、以下「入管法」）が改正され、翌90年に施行されているが、増加の原因はこれである。

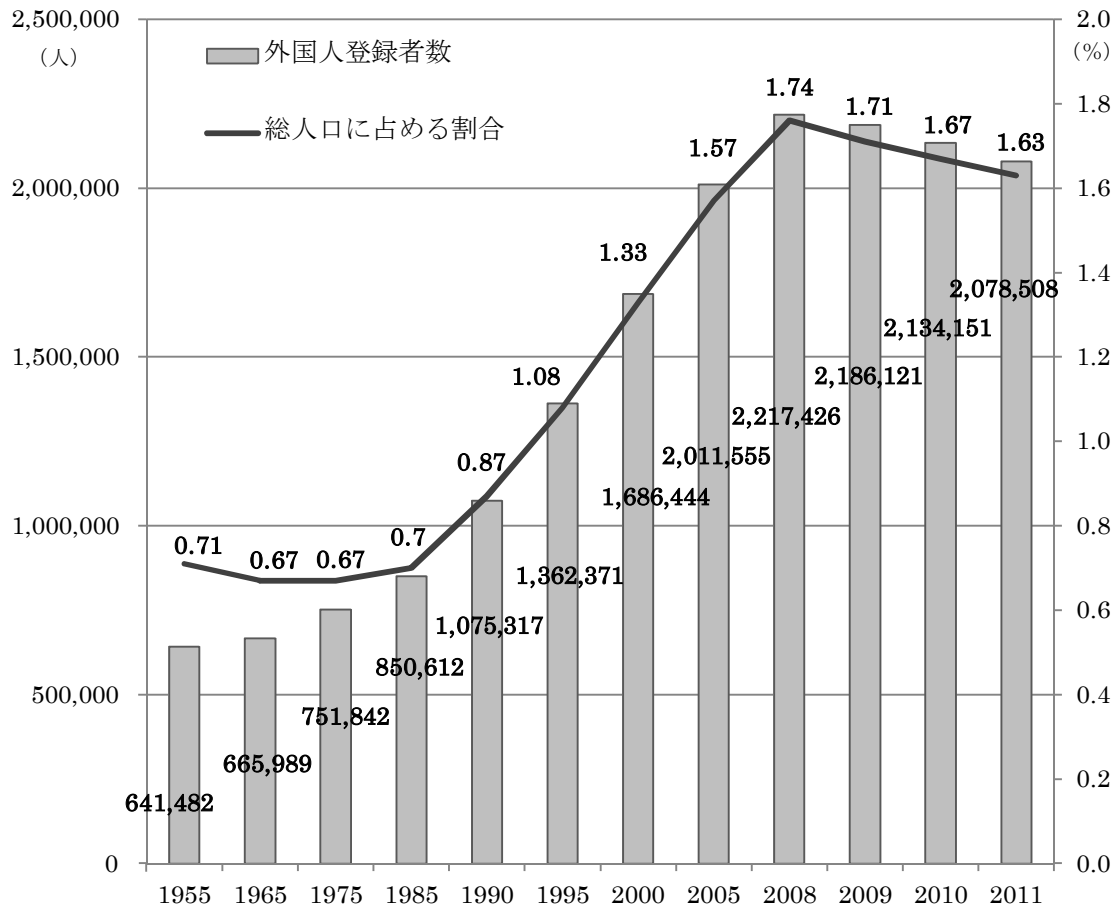
図1からもわかるように、入管法改正以前からも、移民は徐々に増加していた。かつて好況に沸いていた日本社会では労働力、とりわけ製造業の現場で働く非熟練労働者の不足を来しており、その対策として業界が南米に移住していた日系人に、不足を補うマンパワーを求めたことが一因である。彼らは「祖国」で働いた後に南米に戻り、90年以降、日系人を日本に送り出す存在となっていく。なお、彼らの働きぶりを見ていた経営者たちが彼らの労働者としての質を評価し、1990年以降に積極的に日系人の受け入れを行ったことも、日本で働く南米出身者の増加の一因であることを付言しておこう。

さらに、当時日本との間には査証免除の協定を結んでいた国々からの来日も続出していた。イランやパキスタン、バングラデシュがその国で⁽²⁾、これらイスラーム圏出身者が観光ビザで来日し、在留期間を過ぎても帰国せず労働に従事していたという事実もある。もちろん彼らを雇用する事業者がいたからこそ、彼らは非正規滞在することができたという側面も見逃されてはならない。彼らのなかには日本で生活するうち日本人（ほとんどが女性）と結婚し、在留資格を得る者も少なくなかった。

日本への移民の増加を促していた第一の要因は、日本における労働力不足という問題であった。加えて、移民出身国における不況や政治状況の不安定も、彼らに日本への渡航を決意させるものであったといえるだろう。この1980年前後から日本に移住してきた人々が、ニューカマーと総称される。それ以前の、第二次世界大戦以前に移住してきていた朝鮮半島出身者を中心とする人々は、オールドカマーである。

図1 外国人登録者数、及び登録者数の総人口に占める割合の推移（1955～2011年）

（法務省入国管理局「登録外国人統計」他より筆者作成）



改正入管法では、既存の在留資格である「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」に加え、「定住者」という在留資格が新設された。定住者とは「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」で、彼らに対しては日本国内のどこでどんな仕事をする事も自由であるとされたのである。日本人の子どもにも適用される「日本人の配偶者等」という資格に加え、日系三世およびその家族にまで適用されたこの「定住者」資格により、かつての日本人移民の子孫がブラジル、ペルーをはじめとする南米から大挙して「帰還」することになった。彼らに伴われた家族（＝配偶者）に、日本人の外貌を持たず日本のファミリー・ネームを持たない人物も多くいたことは、いうまでもない。そして彼らの多くは、熟練を必要としない労働に従事していった。

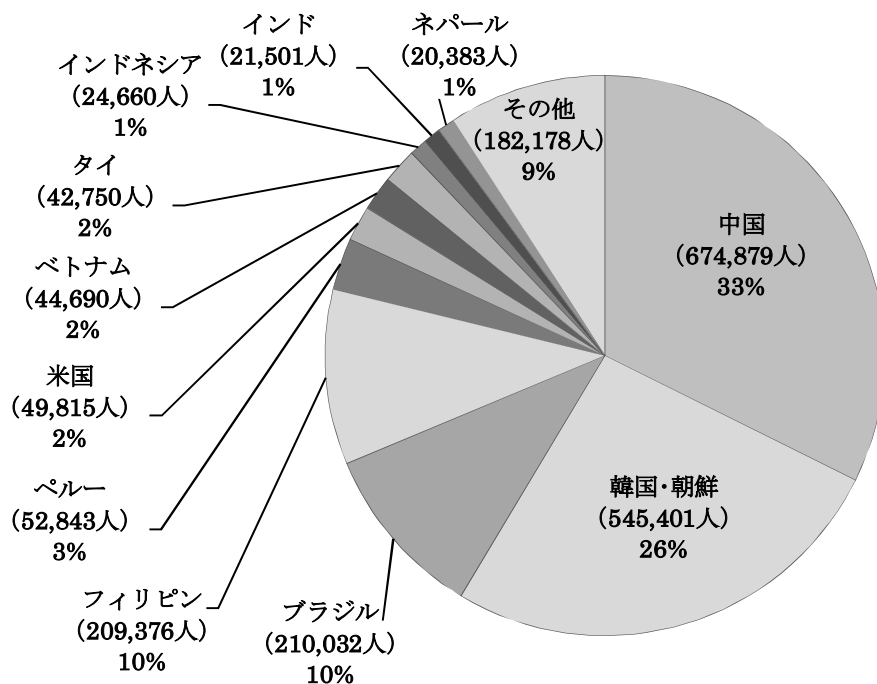
さらに、在留資格としての「研修」にも触れておかねばならない。「開発途上国への技術・技能移転を目的とする」研修・技能実習制度に拠り、日本の進んだ技術を学

ぶため外国人研修生・実習生が多数来日して、全国各地で生活を営むようになった。しかし、彼らに「学ぶ」ことより「働く」ことを求めるという傾向もあったことは、否定できない。マンパワー不足に悩んでいた日本の小規模製造業あるいは第一次産業がこの研修生を安価な労働力として期待したということも、現実としてあった。なお2010年、彼らの保護と地位の安定化を図るため、入管法は改正されて在留資格「技能実習」が創設されている。いま技能実習生は、最長3年の認められた期間のなかで、多忙な日々を送る。

かくしていま、日本に暮らす外国籍の人々は200万人を超えるようになった。それを出身国別に——2011年時点での登録者数が2万人を超える国々をピックアップして——示したものが図2である。多い順から並べれば、中国（台湾、香港を含む）、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルーとなり、これらで全体のほぼ8割を占める。総数674,879人を数える中国籍に関しては、1979年の台湾政府による海外渡航自由化、また中華人民共和国による80年代半ばの私費留学の自由化以降、来日する者が急増している。韓国・朝鮮籍は545,401人で、そのうち特別永住者^③は385,232人を数えることから、ニューカマーは16万人程度と推測される。そしてブラジル、フィリピン、ペルー出身者については、そのほとんどがニューカマーとみられる。

図2 国籍別外国人登録者数（2011年）

（法務省入国管理局「登録外国人統計」における「国籍（出身地）別年齢・男女別外国人登録者数」より筆者作成）



次に彼らの居住地域を表 1 に示そう。表中の都道府県は、2011 年時点でのそこにおける外国籍住民が 2 万人を超えるものに限定した。全国 47 都道府県のうち 20 がこれに該当し、それらの外国人登録者数を合算すると 1,852,925 人となるが、これは総登録者数のほぼ 9 割にあたる。東京を中心とする首都圏（埼玉県，千葉県，神奈川県）に彼らが多く居住することが知られるはずである。そこにおける生活の利便性ゆえであり，彼らが求める仕事を多く見つけることができるからであろう。そして首都圏以外では，製造業の盛んな地域にニューカマーは集住している。ブラジル人の多い群馬県，静岡県，愛知県，岐阜県，三重県，滋賀県が目される場所であるが，これらはいずれも自動車関連の製造業の盛んなところである。なお大阪府，京都府，兵庫県における登録者の過半数は韓国・朝鮮籍で，その大部分は特別永住者である。

日本人にとっての新たな隣人の現状はかくの通りである。冒頭にも記したように，不況と震災の影響により外国人登録者数が減少していることは間違いない。しかし今後このまま減少の一途を辿るばかり，になるとは思えない。

彼らの多くは来日以降，長きに亘って日本での暮らしを続けてきた。予想もしなかった状況に直面して彼らは戸惑っているが，その積み重ねてきた滞日キャリアは軽くない。日本で暮らすうち，日本（日本人）への愛着を強く持つようになった人々がいるだろう。日本で生まれ育った若い世代（移民第二世代）には，父母の使用する言語よりも日本語を得意とする者も少なくない。苦境に追い込まれた移民が母国への復帰あるいは他国への転出を計画してみても，十分な収入をそこで得ることができるのか，日本に馴染んだ子どもたちの教育をどうするのか，全くの新天地に移住した場合に当該地の社会・文化に適應してゆけるのか等々，多様な不安が彼らの脳裏をよぎる。そして悩んだ末に日本での生活継続を選ぶ移民が，多数派であるようである。

そうであれば，外国人登録者数の急落が現出するとは考え難い。まして日本における労働力不足の問題は解決されないままである。日本が膨れ上がる一方の「国の借金」に対処し，原料・食糧・エネルギーの輸入国として他国と競合して産品を確保してゆくためには，経済力を維持・増進しなければならない。少子化・高齢化が進行する日本でこの課題を遂行するためには，日本国籍者のみに頼っているのはそれが難しいことは明らかである。国家存立に，外国出身のマンパワーは不可欠となっているのである⁽⁴⁾。

これから，幾度かの停滞がありうるものの，時の経過とともに，日本に暮らす外国出身者は日本人の隣人へととなってゆくだろう。それは，表 1 に示した 20 都道府県だけのことではない。国内のどこに住居を構えてもよい「定住者」は，生活の安定を求め，何らかのコンネクションを頼って現住地を離れ他所（前記 20 都道府県以外の県）へと転じてゆくことも予想される。また，高等教育機関（大学・大学院）を持たない県はなく，そこに所属する外国出身者の増加してゆくことも，全国で想定される。

表 1 都道府県別 外国人登録者数 (2011 年)

(法務省入国管理局「登録外国人統計」における「都道府県別国籍(出身地)別外国人登録者」より筆者作成)

都道府県	外国人登録者数	登録者上位の5カ国				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1. 北海道	22,029	中国 9,560	韓国・朝鮮 5,226	フィリピン 1,259	アメリカ 985	ロシア 559
2. 茨城	51,598	中国 14,401	フィリピン 7,944	ブラジル 7,427	韓国・朝鮮 5,470	タイ 4,522
3. 栃木	31,101	中国 7,694	ブラジル 5,688	フィリピン 3,736	ペルー 3,643	韓国・朝鮮 2,959
4. 群馬	41,963	ブラジル 12,909	中国 7,350	フィリピン 6,036	ペルー 4,708	韓国・朝鮮 2,887
5. 埼玉	119,727	中国 47,816	韓国・朝鮮 18,377	フィリピン 16,552	ブラジル 9,123	ペルー 4,178
6. 千葉	110,235	中国 43,581	韓国・朝鮮 17,630	フィリピン 16,433	タイ 5,467	ブラジル 4,289
7. 東京	405,692	中国 164,424	韓国・朝鮮 104,915	フィリピン 29,878	アメリカ 17,178	インド 8,521
8. 神奈川	166,154	中国 55,362	韓国・朝鮮 32,525	フィリピン 18,253	ブラジル 10,060	ペルー 7,442
9. 長野	33,717	中国 10,943	ブラジル 7,504	韓国・朝鮮 4,462	フィリピン 4,099	タイ 2,217
10. 岐阜	47,375	中国 14,884	ブラジル 13,327	フィリピン 8,971	韓国・朝鮮 5,275	ペルー 980
11. 静岡	82,184	ブラジル 33,547	中国 13,116	フィリピン 12,517	韓国・朝鮮 6,216	ペルー 5,445
12. 愛知	200,696	ブラジル 54,458	中国 47,313	韓国・朝鮮 38,438	フィリピン 26,636	ペルー 7,582
13. 三重	45,312	ブラジル 14,986	中国 9,362	韓国・朝鮮 5,751	フィリピン 5,419	ペルー 3,389
14. 滋賀	25,436	ブラジル 8,710	韓国・朝鮮 5,669	中国 4,898	フィリピン 1,830	ペルー 1,692
15. 京都	52,563	韓国・朝鮮 30,815	中国 12,459	フィリピン 1,949	アメリカ 1,215	イギリス 413
16. 大阪	206,324	韓国・朝鮮 124,167	中国 52,392	フィリピン 6,177	ベトナム 3,411	ブラジル 3,001
17. 兵庫	98,515	韓国・朝鮮 50,438	中国 25,253	ベトナム 4,484	フィリピン 3,477	ブラジル 2,872
18. 岡山	21,488	中国 9,554	韓国・朝鮮 6,268	フィリピン 1,503	ブラジル 1,183	ベトナム 693
19. 広島	39,261	中国 14,559	韓国・朝鮮 10,334	フィリピン 5,145	ブラジル 3,043	ベトナム 1,336
20. 福岡	52,555	中国 21,551	韓国・朝鮮 18,390	フィリピン 3,707	アメリカ 1,167	ベトナム 1,004

新たな隣人たちのなかには、信仰心篤い者たちも多く含まれる。来日前には篤信でなかったとしても、日本で生活するうち信仰に覚醒するというケースは、当然考えられよう。そしてその彼らが母国の宗教を奉じ、信仰を共有する者同士で結びつき、皆で祈るための場を設け、続いて宗教法人格取得へと進んでゆく。いうまでもなく、表 1 中の 20 都道府県では法人化されたニューカマー宗教の施設が既にいくつも存在し、法人化に向け準備中である施設も多い。法人化に向けてのその動きは、残る 27 の県にと

っても無縁なことではない。

日本人には馴染みのない宗教を信仰するニューカマーが、いま日本には数多く暮らす。貧・病・争が人をして宗教に目を向けさせる契機になるとは、よく知られるところだろう。そうであれば、ニューカマーの生活が不安定化している昨今、彼らが宗教に救いを求めるケースは増えるかもしれない。したがって、ニューカマーの増加傾向はいま止まっているものの、ニューカマー宗教の活動まで低調になると明言することはできない。

2 ニューカマー宗教の数々

いま日本に暮らす外国籍住民の集まる宗教施設が、国内に徐々に増加している。彼らが信仰する宗教とは何であろうか。以下に、これまで日本人が知るところの少なかった宗教を挙げてゆくことにしよう。ただそれは、筆者がこれまでの調査研究で知れたものに限られることは、記しておかねばならない。宗教研究の領域においてニューカマー宗教の研究は緒に就いたばかりで、その全体像を描きうるほどのデータを筆者も蒐集していない。筆者にとって未知のニューカマー宗教も数多、国内に活動していると思われる。したがって以下では筆者が知る、そして今後の展開の活性化を予想する宗教を中心に、述べられる。

2-1 イスラーム

イスラム教あるいは回教との言葉に馴染んだ日本人は多かろうが、この世界宗教はいま、「イスラーム」と表記されるのが学問世界では一般的である。その日本における信者（以下、ムスリムと表記する⁵⁾）の数は正確にはわからない。外国人登録にあたり、信仰する宗教の申告は求められないからであり、イスラーム圏の諸国出身者がすべてムスリムとは限らず、また非イスラーム諸国にムスリムが皆無であるとはいえないからである。ここでは、日本人ムスリムにして、日本に暮らすムスリムたちのため情報を発信し、また一般日本人に向けてイスラーム情報を発信する人物による推計を尊重し、いま国内におよそ 10 万人のムスリムが暮らすと把握しておこう⁶⁾。なお、日本人はその 1 割程度の 1 万人である（そしてその多くが、女性である）。

数値だけを見ればムスリムは極めて微弱な一群であるが、イスラームの祈りの場であるモスク⁷⁾は日本に急増している。毎日 5 回の礼拝を信者に求めるイスラームでは、毎金曜日に集団で礼拝を行うことが勧められており、ゆえに集団礼拝の場であるモスクはムスリムにとって不可欠となる。居住地近くにモスクを設けることは、彼らの念願とするところなのである。そのモスクは 1990 年以前、国内に僅か 4 ヶ所だけであった。ところが表 2⁸⁾に示すように、2011 年時点で 70 を超え、また全国に散在しており、その伸張ぶりは瞠目に値する。なお、表中のゴシック体で表示された四つ（32, 34, 35, 64）は 1990 年以前に設置されていたものである。

表2 日本におけるモスク（2011年現在）

地域	モスク所在地
北海道	1. 札幌, 2. 小樽
東北	3. 仙台, 4. いわき
関東	5. 小山, 6. 足利, 7. 鹿沼, 8. 伊勢崎①, 9. 伊勢崎②, 10. 館林①, 11. 館林②, 12. 水戸, 13. 小美玉①, 14. 小美玉②, 15. ひたちなか, 16. つくば, 17. 千葉, 18. 市川, 19. 山武, 20. さいたま, 21. 坂戸, 22. 越谷, 23. 春日部, 24. 戸田, 25. 八潮, 26. 川越, 27. 所沢, 28. 東京①葛飾, 29. 東京②東浅草, 30. 東京③台東, 31. 東京④南大塚, 32. 東京⑤渋谷区大山町, 33. 東京⑥歌舞伎町, 34. 東京⑦元麻布, 35. 東京⑧目黒, 36. 東京⑨蒲田, 37. 町田, 38. 八王子, 39. 横浜, 40. 海老名
中部	41. 山梨, 42. 長野県坂城町, 43. 新潟①, 44. 新潟②, 45. 射水, 46. 富士, 47. 浜松, 48. 名古屋①, 49. 名古屋②, 50. 豊田, 51. 瀬戸, 52. 安城, 53. 春日井, 54. 一宮, 55. 愛知県飛島村, 56. 各務原, 57. 岐阜, 58. 大垣
近畿	59. 津, 60. 鈴鹿, 61. 京都, 62. 大阪, 63. 茨木, 64. 神戸
中国	65. 岡山, 66. 東広島
四国	67. 高松, 68. 徳島, 69. 新居浜, 70. 松山
九州	71. 福岡, 72. 別府

作表にあたり依拠したのは前出の日本人ムスリムが運営するホームページであるが、そこには熊本モスクの「計画中」であることが示されている。開堂されれば（既に開堂されているかもしれない）、この表2に73番目が増えられることになる。また同じく表2に反映しなかったものの、その存在がほぼ確実であるものとして、福井と金沢のモスクがある。以前の新聞に、福井モスク近辺で放火事件が発生したこと（2010年10月）、金沢モスク建設予定地で地元住民との間にトラブルの発生していること（2011年10月）を伝える記事があり、そこから二つのモスクの既存であることが知られるのである。金沢に関し、（モスクとして使用される）建物の計画が滞っているとしても、在金沢のムスリムたちの祈りの場は確保されているはずであるから、その地にはモスクが既に設けられていると捉えてよいだろう。ただその二つを筆者はまだ調査しておらず、ゆえに表2には反映しなかったものである。また、作表にあたり依拠したホームページに北陸の二つのモスクが言及されていなかったことも、表に反映しなかった理由である。

モスクは既存でありながらその存在が（日本人の有カムスリムにすら）知られていないという現実、イスラームにおいて各地のモスクの独立性が高いということを示唆していよう。さらに北陸の二つのモスクの事例から、イスラームと地域住民——もちろん当該地の住民すべてのはずはないが——との間にトラブルの生じているケースもあ

ることは、念頭に置かれねばならない。とはいえ筆者の知る限り、モスクと地域社会との間に深刻なトラブルが発生したというケースはほぼない。それはムスリムが地域住民に悪印象を与えないよう配慮しているからであり、何より、両者の関係が日常的に極めて希薄だからである。二者の関わりが皆無に近い状況下では、そこにトラブルが生起する蓋然性は低くなる。北陸でのトラブルは、イスラームへの日本人の無理解・偏見に発するところが大きいよう、筆者には思える。

ともあれ、開堂がブームと称しうるほどに続出していることは明らかである。熊本・福井・金沢のモスクは大学に籍を置くムスリムたちの運営になると考えられるが、ここから、イスラームの全国レベルの展開が進行中であることは知られるべきである。

2-2 南米系福音主義キリスト教

日本で働く外国人といえば、ブラジルをはじめとする南米出身者が第一に想起されるだろう。その彼らには、不況の影響により離日するケースが多く現れてきているが、マジョリティは日本に暮らし続ける決断をした者たちである。彼らは厳しい労働環境下で不安な毎日を送っていることと推測される。そしてキリスト教会は、滞日の彼らにとっての心の支えであり、彼らを包み込む大きな家族と認識されているものである⁽⁹⁾。

かつての宗主国ポルトガルやスペインがカトリックの国であったことから、南米諸国は敬虔なカトリック世界とイメージされるが、近年ではプロテスタンティズムの発展が著しい。それもルター派やメソジストといった宗派ではなく、「奇跡」的救いの強調を特徴とする勢力である。19世紀から20世紀にかけて勃興したプロテスタンティズムの新しい波であり、福音主義⁽¹⁰⁾という言葉においてそれを把握しておこう。

この日本においても、南米出身者はカトリック教会の聖堂に集まりミサに与る。その一方で別の南米出身者が、駐車場を備えた郊外型レストランや倉庫・工場だった建物を教会に改装して毎週末の夜に集まり、バンドの奏でる音楽に合わせて神を讃えて歌い、祈りを捧げる光景も見られる。そしてその自前の、福音主義を掲げる教会に集まるのは、大半がブラジル人である。

このブラジル系福音主義キリスト教会が、日本で多数成立している。教会は、ブラジルの福音主義教団から牧師が派遣されその日本支部として設立されるケースもあるが、デカセギで来日した牧師資格を持つブラジル人が同胞の心の平安のため創設した、というものが少なくない。それらが国内にいくつ設立されているか、正確な数は不明である。筆者の2010年時点での推計では、全国に260~350というところであろう⁽¹¹⁾。

そのブラジル教会の集會に、ペルーやボリビア出身者たちの姿は僅かしか見られない。スペイン語話者である彼らは、ポルトガル語によって進行される集會への参加を躊躇うのだろう。また彼らには、カトリシズムへの信仰を堅持する人々が——ブラジル人以上に——多いとも推測される。とはいえ、ブラジル教会以外の南米系福音主義教会も、現れてきている。ペルー系（と思われる）福音主義教会が、神奈川（横須賀・相

模原)、埼玉、成田、静岡、豊橋に設けられているのである。この事実を筆者はようやく最近に確認できたのであるが⁽¹²⁾、それはニューカマーの帰国が相次ぐ状況下であっても彼らの宗教活動まで停滞するとは限らない、とした先の見解を傍証していよう。非ブラジルの南米系教会はおそらく、現時点では日本人の主宰する教会を借りて、あるいは公共施設の一室を(宗教以外の目的に供するという名目で)借り、集会を催すといったレベルにとどまっていると思われる。これがいずれ、ブラジル教会と同様、自前の施設を設立するまでに成長してゆく可能性は小さくない。

南米系福音主義キリスト教会の大半は、宗教法人格を取得していない。申請書類を整えるに堪えうる日本語能力を南米出身者が有していないことが、その理由として挙げられるだろう。さらに教会がエスニック・チャーチであり、信者たちと日本人との関係が希薄である(それゆえ書類作成をアシストしうる人材を得ることができない)という状況も、ファクターである。とはいえ、語学力不足の問題はいずれクリアされる。彼らの日本での滞在期間が長くなれば、彼らの日本語能力は向上し、また協力的な日本人との交流が生まれてくるやもしれず、さらには日本語を苦にしない若い世代も台頭してくる。時の経過とともに、法人化に向けての動きは活発化すると予想される。

2-3 フィリピン系キリスト教

フィリピンはアジアのなかで知られたカトリック国である。滞日のフィリピン人も休日にはカトリック教会でミサに与っており、彼らのためにタガログ語によるミサを行う教会も国内にいくつか存在している。しかし非カトリックのフィリピン人も少なくはなく、その一部が日本にキリスト教系新宗教を持ち込んできている。イグレスシア・ニ・クリスト(「キリストの教会」の意)である。

1914年にフェリックス・マナロ(1886~1963)がマニラに創設したイグレスシア・ニ・クリストは、マナロを「神の最後の使い」とし、三位一体説を否定(イエスは人であって神ではない)することを特徴としている。この教会以外に救いはないと説いてフィリピン全土に広がり、2011年時点で200万人超の信者を擁するまでに成長を遂げたものである。そして海外に移住するフィリピン人とともに世界各地に拠点を有するようになり、この日本でも北は北海道から南は沖縄まで、四国を除くすべての地域に、計32の信者グループの点在していることが確認されている⁽¹³⁾。

フィリピン人を神の使徒とするこの教団のフィリピン色は極めて濃厚である。いうまでもなく在日本のグループ・メンバーも、大半がフィリピン出身者である。とはいえ、僅かではあるが、日本人信者もそこに所属している。彼らの入信は通例、教団信者であるフィリピン人女性との国際結婚が契機となっている。この教団では、信者が非信者と結婚することを認めてはいないため、信者女性と結婚する男性は改宗せねばならず、かくしてイグレスシア・ニ・クリストの日本人信者が誕生するのである。

次に、カトリックからの分派であるフィリピン独立教会に言及しよう。フィリピン人司祭グレゴリオ・アグリパイ（1860～1940）を中心に、ヴァチカンによる制御からの離脱を宣して 1902 年に設立されたもので、フィリピン独立の父と讃えられる国家的英雄ホセ・リサル等をも聖人とするなど、強烈な民族主義を背景に持つ。その信者数はイグレスシア・ニ・クリストのそれを凌駕しており、となれば、この団体の信者が日本に暮らし礼拝のため定期的に集まっていると考えて無理のないところであるが、筆者はそれについての情報を現時点では得ていない。

また同じく、日本における活動実態は捕捉されていないものの、エル・シャダイ（ヘブライ語で全能の神の意）の動向にも注目すべきかもしれない。エル・シャダイとはマイク・ベラルデ（1939～ ）を指導者とする 1981 年以降のカトリック系カリスマ刷新運動を指し、その支持者グループを称する言葉でもある。フィリピン本土だけでなく世界各地のフィリピン人移民の間にも広がっており、一説には支持者総数 700 万から 1000 万と数えられている。したがってこの日本にも支持者が相当数いると、考えるべきであろう。

フィリピン出身者の大半は神への信仰を共有していよう。しかし信仰を表明する場がカトリック教会だけでないことは、認識されるべきである。日本には 20 万人以上のフィリピン人が暮らす。それだけの多人数であれば、カトリック教会以外の祈りの場がいくつも設けられることに不思議はない。

2-4 韓国系宗教

多数のキリスト教人口を擁する隣国・大韓民国からは、韓国系キリスト教の日本への進出が目覚ましい⁽¹⁴⁾。そのなかには新聞の社会面で話題になった団体も含まれているが、紙幅の都合によりここでは触れない。それ以外のものについて、言及しよう。

日本国内で最も早く（20 世紀初頭）から活動し、最も多くの教会を展開している韓国系キリスト教会は在日大韓基督教会である。布教所も含めた教会数は現在 100 に近く、そこにはオールドカマーの信者が多く参集する。ニューカマーの集まる教団としては、（ニューカマーの流入とともに日本で活動を開始した）「日本フルゴスペル教団」を日本で名乗るヨイド純福音教会、ヨハン東京キリスト教会、東京中央教会、オンヌリ教会を挙げることができ、それらの本部・支部教会が首都圏や大阪に設立されている（その数は順に 74, 36, 6, 6 である）。これら以外にも、日本で精力的な活動を行なう韓国発のキリスト教会は多い。

ニューカマーの韓国系キリスト教会の信者総数はいまや、日本国内での活動期間の短さに関わらず、古参の在日大韓基督教会のそれを超えるまでになった。大都市圏に居を構えた韓国出身の（相対的に若い）ニューカマーが、異国で日々を送るなか、母国のキリスト教会を求めたからである。そこに集えば彼らは同胞に出会うことができ、そこで情報交換を行い、互いに支え合うことができる。教会は彼らにとってのコミュ

ニティなのである。そしてそのコミュニティに加わるため、新たに信者となりゆくニューカマーが少なくない。また何より、韓国系キリスト教会の布教意欲の旺盛さが、急成長を可能にした大きな要因であろう。布教は滞日同朋だけでなく日本人に対しても試みられ、近年では礼拝出席者に日本人、さらには中国人の姿も見られるようになってきた。

現時点で、宗教法人格を持つ韓国系キリスト教は多くない。在日大韓基督教会についても、法人格を持つ教会は全体の 4 割程度に過ぎない。ニューカマーの韓国系キリスト教会においては、法人化率は一層に低い。とはいえ今後、教会の成長とともに、法人格取得の申請が活発になってゆくであろう。

次にキリスト教以外の、韓国系仏教や新宗教も国内に拠点を築いていることを記しておこう。仏教については、韓国最大の仏教宗派・曹溪宗の寺院が東京・川崎に 6、大阪・京都に 10、創設されている。また元曉宗寺院が大阪と神戸に、太古宗の寺院が大阪と三重県に存在している。新宗教では、円仏教や甌山道^{ジュンサン}の施設が存在するが、筆者の調査する限り、それらは伸張著しいとはいえないものである。さらに甌山道と系統を同じくする新宗教に大巡真理会があり、それは日本語のホームページを開設しているものの、日本における活動状況は不明である。

非キリスト教の韓国系仏教や新宗教が今後日本でどれほど発展しゆくか、軽々なことはいえないが、それはオールドカマーにどれほど浸透してゆけるかにかかっているように思われる。韓国からのニューカマーにはクリスチャンが多いと見られており、その彼らにアプローチすることは容易ではないからである。

2-5 上座（テーラヴァーダ）仏教

日本の大乘（北伝）仏教ではない、上座（南伝）仏教に関わる情報が、1990 年頃から国内に多く出回るようになってきている。その情報の大部分を、アルボムッレ・スマナサーラ氏に関わるものが占めるだろう。スリランカ仏教の長老である彼単独の著作、あるいは彼と日本の著名人との対談を収めた著作が大量に出版されていることは、大規模書店の宗教コーナーに行けばわかるはずである。スマナサーラ長老を中心とする日本テーラヴァーダ仏教協会（2003 年に宗教法人認証）はいま、上座仏教の教えの普及や、冥想（通常は「瞑想」であるが、この団体ではこう書く）指導を中心とした活動を展開している。

この日本におけるスリランカ仏教は、他のニューカマー宗教とは異なり、上座仏教世界出身のニューカマーのものではない。長老の書籍を読み、その指導を受けるのは、比較的若い日本人が多いようである。日々の暮らしのなかで充実感を得られない彼らが「新しい生き方」を模索し、上座仏教に魅力を見出したということであろうか。そして、それゆえに彼らには、上座仏教の「信者」というよりも——信者よりもコミットメント・レベルの低い——「愛好者」のニュアンスが強いよう、筆者には感じられる。

長老の権威に全面的に服すのではなく、あくまでも上座仏教を己が人生を充実させる一手段と捉える自律的な求道者たちが、筆者にとっての彼らのイメージである。よって彼らの間の横のつながりは弱く、またそれゆえにスリランカ仏教の信者が日本で増加しつつあると述べることは留保すべきと思える。むしろ、その主催するセミナー参加者が増えている、と捉えた方が正鵠を得ているであろう。

対して、タイから渡来した上座仏教は——愛好者でなく——信者を擁している⁽¹⁵⁾。その大半は日本に暮らすタイ人である。そしてタイ人（女性）と結婚した日本人男性、また両者の間に生まれた子どもたちにも、国内のタイ寺院に行けば出会えるだろう。寺院は滞日タイ人を対象に瞑想道場が初めて開かれた 1996 年から増えてゆき、いま国内に設立されたそれは 13 を数える。東京都に 2 つ（荒川区・八王子市）、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、愛知県、群馬県、茨城県、長野県、栃木県、静岡県、大阪府にそれぞれ一つずつ存在している。このうち 10 カ寺は、タイ仏教の新派であるタンマガーイ寺院の傘下のものである。

タイ人仏教徒は現世での運命改善と来世でのより良き再生を願いつつ、この世に生きる。彼らは徳を積むことでその願いを果たそうとするが、積徳の具体的行為は僧侶への布施が主なところであるといえる。したがって滞日タイ人にとり、布施を行うべき僧侶のいる寺院が日本に設立されることは喜ばしいことであつたに違いない。寺院で形成される人的ネットワークが彼らの日本での生活に有益な資源となっていることも指摘でき、また子どもたちの（宗教）文化教育にとっても、待望された施設であつただろう。

滞日のタイ人にとって、タイ仏教寺院は彼らにとってのインフラストラクチュアの一部と目しうる。それがかなり整備されたいまからは、タイ仏教は日本人をも対象に含んだ瞑想指導に力を注ごうとしているようである。その試みが奏功すれば、タイ仏教も——スリランカ仏教と同様——信奉者を獲得していくだろう。

2-6 台湾仏教

中国本土からのニューカマー宗教は、本国の政治体制のゆえに、ありえない。ただ、法輪功が渡来してきており、支持者グループが首都圏を筆頭に全国で形成されている。そのメンバーが法輪功を心身修練の技法を教える団体と捉えているのか、それとも（中国政府が定義しているような）創始者を絶対視する一種の教団と捉えているかは、わからない。活動実態についても未調査であるため、ここでの言及は差し控えたい。公然と活動する中国世界発のニューカマー宗教は、本土ではなく、台湾からやって来ている。佛光山である。

江蘇省に生れた星雲大師（1927～ ）が 1949 年に台湾に渡り布教活動を展開し、1967 年に高雄に佛光山寺を開創したことから、この団体の躍進は始まる。「人間仏教」を謳っていま、世界 60 カ国に 220 の寺院・道場を設け、300 万の信者を擁するまでに

成長している。日本では宗教法人「臨済宗日本佛光山」の名のもと、東京・大阪・名古屋・福岡・本栖（山梨）・群馬に寺院を運営しており、日本における信者総数は約5,000人（2008年時点）とされる。

信者の多くは中国系であるが、日本人も徐々に増えているとは、筆者のインタビューに応じてくれた大阪佛光山寺の女性住職の言であった。確かに、日本人にとって佛光山は大乗仏教ゆえに馴染みやすく、流暢に日本語を操る若い尼僧たちによる寺院運営は新鮮で親しみやすく感じられ、日本人信者が増えていることには首肯できる。今後の活動次第では、日本の仏教諸宗派は佛光山に一目置くようになるのだろう。

ここで世界最大の慈善団体といわれる慈済会についても、付記しておきたい。台湾生れの尼僧・證嚴上人（1937～ ）を中心に1966年に創設され、仏教の理念に基づく救済・援助活動を世界各地で実践しているものがこれである。仏教が根底にあるとはいえ、宗教活動を行う団体ではないため、付記レベルにとどめたものである。しかしこの団体は東日本大震災をはじめとする日本国内の災害の現場で精力的な支援活動を展開しており、それを日本人は知るべきであるとの存念から、ここに言及した次第である。さらに追記すれば、被災者救援のため現地に駆けつけたのは慈済会にとどまらない。多くのニューカマー宗教がそれを行っている。この事実も、外国から多大な支援を受けた被災国・日本の国民として、知っておくべきであろう。

2-7 その他

滞日のインドネシア人のなかには、キリスト教徒も少なからず含まれる。その彼らだけが参集するキリスト教会が、「技能実習」に励むインドネシア人の多く暮らす街に成立している。ビルマ系難民のキリスト教会も東京にいくつか存在しており⁽¹⁰⁾、キリスト教国とはいえない国々出身のクリスチャンの動向も看過できない。また滞日ブラジル人の多く暮らす地域では、ブラジルにおけるマイノリティ宗教である（降霊儀礼を行うことを特徴とする）ウンバンダを奉じる小グループも形成されている。さらにアパートの一室がビルマ仏教の寺院とされているケースを典型に、滞日同朋数の寡少な外国籍住民が祖国の宗教の祭壇を設け、数少ない同朋とともに祈りを捧げるという場景も、確かに国内に見られる。

ところがインドネシアやビルマのキリスト教、そしてウンバンダ等の日本での存在は、国籍を同じくするニューカマーの大半に知られていない。当該宗教が本国においてマイノリティであるためであろう。ウンバンダについては、その儀礼の特殊であることも影響していよう。日本人であれば尚更、それらを知ってはいないと思われる。ビルマ仏教寺院のような、細々と運営されているものに日本人が気づいていないことも、無理からぬところである。しかしそれらは確かに、この国で息づいている。これらのニューカマー宗教も、日本に生きる移民のために、彼らとともに、日本に到来してきたのである。

そして日本人への布教を主目的に来日したニューカマー宗教も、気づけば多数が国内に活動するようになった⁽¹⁷⁾。異端視されるものも含め、キリスト教系の団体が数的には顕著である。新宗教の活動も確認されるが、それらには欧米発のものが多いといえそうである。それらのほとんどに関し、布教努力が結実しつつあるとはいえない状況であろう。したがって規模は小さく、その存在を知る日本人は多くない。

3 ニューカマー宗教と日本社会

日本人は、この国の宗教状況が——多くの移民を抱える先進諸国と同じく——かつてないものになっていることを認識するべきであろう。多種多様な宗教がここまで並存する状況は、史上初めてのことである。日本人に馴染みのなかった宗教の伝来は、この国の歴史において過去に何度かあった。6世紀以来の仏教、16世紀のキリスト教はその代表である。そして20世紀末からニューカマー宗教の進出が続き、いま日本における宗教多元化レベルは、過去に例を見ないほどに高まっている。

かつて渡来してきた仏教、キリスト教は日本に多大な影響を及ぼした。仏教は「日本人の心」となり、日本文化を育んだ。そしてキリスト教は、結果的に、人々と特定寺院とが結びつく寺檀関係を現出させることになった。では近年のニューカマー宗教は、いかなる影響を日本に及ぼしてゆくのだろうか。また、昂進した宗教多元化の時代に、既存宗教団体はどう対処してゆくのであろう。それを見極めてゆくことが、宗教研究の取り組まねばならない課題である。

ニューカマー宗教を迎え入れた日本社会の未来を考察するにあたっては、ニューカマー宗教と日本人・日本社会との間に結ばれる関係に着目することが一つの大きな鍵となろう。宗教がニューカマーたちのなかだけで自足して日本社会と没交渉であり続けるか、あるいは日本社会に対し何らかの働きかけを行なおうとするのか、働きかける場合にはどのレベルまでそれを行なってゆくのか、その方針次第で、ニューカマー宗教に対する日本側のスタンスも変わってゆくだろう。それが延いては、ニューカマー宗教の日本に及ぼすであろう影響を決定する。

いまモスクには、ムスリムあるいはムスリマと結婚してイスラームに改宗した日本人の姿が見られる。ブラジル教会にも、日本で成長した若いブラジル人と婚姻あるいは友人関係にある若い日本人の姿がある。日本人主宰の教会を借りて集会を催しているブラジル教会のケースでは、日本人教会の信者たちとブラジル人がともに祈りを捧げ交流する場面もある。しかしいまの段階では、上記は例外的といわざるをえない。モスクや教会に集まる圧倒的多数はニューカマーたちである。教会やモスクが設立されている地域に住む日本人は、その前を通り過ぎるだけで、扉を開けて入ってゆくことはない。現時点で、ニューカマー宗教と日本人・日本社会とが交差する部分は、きわめて小さい。

とはいえ、ニューカマー宗教の側も日本人に無関心である、というわけではない。

ムスリムはイスラームをあまりに知らない日本人に向け、イスラームという宗教「文化」を知らしめたいという願いを持っている。国内のモスクには「イスラーム文化センター」の看板を掲げるところが多いが、それはムスリムたちの意図を表現しているものだろう。またブラジル人たちのなかには、キリスト教の素晴らしさを日本人に伝えることを自身の使命と心得る者たちがおり、彼らは「神は日本を愛している」「日本人に福音を知って欲しい」と語って地道な活動を展開している。布教活動は奏功しているとはいえないが、彼らが日本に寄せる思いは真剣なものである。そして韓国系キリスト教を筆頭に台湾仏教、上座仏教も、日本社会への浸透を企図していることは既に記した通りである。

概して日本人がニューカマー宗教に無関心である一方で、ニューカマー宗教は日本人に思いを寄せている。そのアンバランスな関係が今後も継続されるのか、ニューカマー宗教の思いを受け止めた日本人の参加者が増えてゆくようになるか、あるいはニューカマーたちが日本の宗教に入信してゆくことがあるのか、今後に着手される調査がそれを明らかにしてゆくであろう。

ニューカマー宗教の施設に通う日本人には、婚姻を契機として入信を果たした者が多い。国際結婚の件数は増加傾向にあり、日本人改宗者の微増してゆくことが予想される場所である。また数多の地方自治体では、ニューカマーと日本人との「共生」に向けての取り組みが展開されているだろう。その結果に、ニューカマーに対する日本人のポジティブな態度も次第に涵養されつつある。その一例が、既述の日本人クリスチャンとブラジル人クリスチャンとの交流であろう。日本人クリスチャンが「国際交流」「共生」の重要性を、意識し始めたのである。ここに、ニューカマー宗教と日本人との関係が変化する兆しを、認識できるかもしれない。

「ニューカマー宗教と日本社会」というテーマは、これから本格的に追究されてゆく。テーマは決して迂遠なものではない。日本人は新たな隣人とともに生きるのであり、その彼らとの良好な関係構築に尽力してゆかねばならない。そのためには、互いの価値観を理解し合うことが必須である。そして宗教が価値観の源泉となっていることは、特殊なことではない。日本の側が、「宗教は苦手」と敬遠するばかりでは、始まらない。

付記

本稿は、三木英「移民たちにとって宗教とは——日本が経験する第三期のニューカマー宗教」（三木英・櫻井義秀共編『日本に生きる移民たちの宗教生活——ニューカマーのもたらす宗教多元化』ミネルヴァ書房、2012年、1～26頁）に重複する部分が小さくない。既刊稿と同じく、本稿も日本に暮らす移民とその宗教について基本情報を呈示することが目的ゆえ、（遺憾ながら）重なってしまう。とはいえ本稿は、宗務行政関係者そして宗教法人関係者を念頭に有益な情報を提供することも主眼として執筆しており、その点において既刊の（学生・研究者を念頭に置いた）拙稿との差異化を図ることができると考えている。関心を持たれた読者には、前掲拙稿も参照いただきたい。

注記

- (1) 2009年の政府発表ではその数は11万人超とされるが、竹沢泰子（「序 多文化共生の現状と課題」『文化人類学』第74巻第1号、日本文化人類学会、2009年）は30万人以上と推計している。
- (2) パキスタンとバングラデシュについては1989年1月に、イランについては1992年4月に査証免除措置が廃止されている。
- (3) 特別永住者とは、1945年の敗戦以前から日本に住んでおり、1952年に締結されたサンフランシスコ講和条約によって日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者と、その子孫に認められている在留資格のことである。
- (4) 加藤剛編『もっと知ろう！！ 私たちの隣人——ニューカマー外国人と日本社会』（世界思想社、2010年）15～17頁。
- (5) 正確に言えば、ムスリムとはイスラーム信者の男性をいう。女性はムスリマである。
- (6) その人物の運営するホームページのURLは、次の通りである。
<http://www2.dokidoki.ne.jp/islam/benri/benriindex.htm>
- (7) 祈りの場はマスジド Masjid と呼ばれるのが正しいが、ここではそれが変じて一般化したモスク Mosque という言葉を用いることにする。
- (8) 注記(6)に記したホームページ中の「国内主要礼拝所（マスジド）と団体」をもとに作成した。そのホームページに採録されていないが、筆者が調査によって確認したモスク（鈴鹿モスク）を表に加えている。また表中にはモスクの他に、ムサッラーと称されるものも含まれている。両者ともイスラームにおける礼拝所の意であるが、モスクが恒久的な礼拝所のイメージであるに対し、ムサッラーは将来的に移設される可能性があり且つ小規模というニュアンスを持つ。前出ホームページに掲載されない（運営者も把握していない）ムサッラーも国内には確実に少なからず存在するはずであるが、その確認は難しく、表中にそれらは反映されていない。このムサッラーが発展して、モスクとなるケースも多い。
- (9) もちろん、滞日ブラジル人のすべてがキリスト教会と関わっているわけではない。山田政信の調査によれば、三重県鈴鹿市・四日市に暮らす2006年時点のブラジル人は約9,000人であるが、そのうちカトリック教会に通う者が500～600人、プロテスタント教会については700～800人程度であったという（山田政信「デカセギ・ブラジル人の宗教生活——エスニック・ネットワークの繋留点としてのブラジル系プロテスタント教会」三田千代子編著『グローバル化の中で生きるとは——日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし』上智大学出版、2011年）。ここから、滞日ブラジル人のおよそ13～16%（プロテスタントは全体の8～9%）がキリスト教信仰を保持していることが推測できる。
- (10) 広義では福音主義とは16世紀のマルティン・ルターによる宗教改革に発するプロテスタンティズムを指すが、ここでは狭義においてこの言葉を用いる。
- (11) 付記中に言及した三木（2012年）を参照いただきたい。
- (12) 日本に暮らすスペイン語圏出身者のための無料情報誌『ラティーナ Latin@』でそれを確認した。同誌に掲載される教会情報（広告）は、以前には、カトリック教会のスペイン語ミサ開催日時についての情報のみであったが、2012年に発行された同誌に福音主義教会のそれがあった。教会の所在地、および牧師の電話番号を記したものであった。
- (13) <http://www.iglesianicristo.ws/congregation/Asia.htm>
- (14) 詳細は李賢京「韓国人ニューカマーのキリスト教会」（三木・櫻井共編、前掲書）を参照のこと。
- (15) 詳細はティラポン・クルプラントン「日本のタイ上座仏教」（三木・櫻井共編、前掲書）を参照のこと。
- (16) 詳細は人見泰弘「滞日ビルマ系難民のキリスト教」（三木・櫻井共編、前掲書）を参照のこと。
- (17) 詳細は櫻井義秀「布教するニューカマー宗教」（三木・櫻井共編、前掲書）を参照のこと。

沖縄県における宗務行政の変遷と現状

沖縄県総務部総務私学課

1 沖縄の信仰事情

沖縄県は日本の最南端に位置する沖縄本島、宮古群島及び八重山群島等の60余の島嶼から成る県であり、各地域には独特な信仰や遥拝（礼拝）所が存在し伝承されている。

沖縄では昔から火の神、水の神、ニライ神というような神々と祖先の霊に対する深い信仰心が基底にあり、独特な歴史的宗教観念が存在する。祖先の霊が祀られる墓と仏壇が最も重要な礼拝対象であり、特に墓地は亀の甲の形状をした亀甲墓⁽¹⁾という一族を葬る規模の大きい共同墓地が特徴的である。

祖先崇拝の信仰は古くから地域に浸透しており、清明祭⁽²⁾や盆には親族が一堂に会するのが一般的である。近年では葬儀や法事に仏僧を招くことが多くなったが、仏教儀礼に深いなじみはなく宗派にはこだわらないことがほとんどである⁽³⁾。沖縄県知事所轄の宗教法人数が201法人ありながら、当該法人に対する墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号、以下「墓地埋葬法」という。）に基づく墓地経営許可件数が、累計でもわずか44件であることから明らかである。また清明祭や盆に仏僧を招く習慣もみられない。沖縄における墓は、多くが親族により祀られるものである。

このような事情から、沖縄における信仰に関しては、宗教法人数が、他都道府県に比して極端に少ないと考えられる。

沖縄県における墓地経営主体別許可件数は、表1及び表2のとおりである。この件数はあくまでも許可の件数である。個人所有の墓については、先の大戦で県及び市町村が管理・保管していた関係書類等が焼失・滅失したり、後で述べるとおり、沖縄が日本に復帰するまで墓地埋葬法が適用されなかったこともあり、許可の有無が不明であるとか又は許可を受けずに造られたものが多数あると思われる。

表1 沖縄県墓地経営主体別許可件数
(昭和27年4月1日から平成23年12月31日までの累計)⁽⁴⁾

	許可	基数
市町村	33	8,595
財団法人	34	6,206
宗教法人	44	16,584
その他	22	2,526
個人	9,056	9,056
合計	9,189	42,967

数値提供：沖縄県環境生活部生活衛生課

表 2 沖縄県墓地経営主体別許可件数
(平成19年度から平成23年度までの5年間の推移)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
市町村	許可	2	1	2	0	0	5
	基数	538	98	162	0	0	798
財団 法人	許可	1	0	0	1	0	2
	基数	969	0	0	1,740	0	2,709
宗教 法人	許可	3	0	3	2	1	9
	基数	1,481	0	737	223	63	2,504
その他	許可	1	0	0	0	0	1
	基数	156	0	0	0	0	156
個人	許可	331	378	656	396	342	2,103
	基数	331	378	656	396	342	2,103
合計	許可	338	379	661	399	343	2,120
	基数	3,475	476	1,555	2,359	405	8,270

数値提供：沖縄県環境生活部生活衛生課

2 宗教法人関係法令の変遷

沖縄県は第二次世界大戦中、昭和20年4月には、米軍上陸に伴いアメリカ海軍軍政府布告第1号（通称「ニミッツ布告」）⁽⁵⁾が施行された。これにより沖縄県は、日本国の行政権が停止され、米国軍の管理・支配下におかれた。その後沖縄は、米国海軍と陸軍との間で移管が繰り返されながら⁽⁶⁾、軍政府布告第2号から第4号により、同年6月21日に米国陸軍が沖縄県庁にかわり「米軍軍政府」、昭和20年8月20日に米軍軍政府の下に「沖縄諮詢委員会」を設置した。その後米軍政府にかわり、昭和21年4月22日に「沖縄中央政府」、同年12月1日に「沖縄民政府」、昭和25年1月3日に沖縄民政府の下に「臨時琉球諮詢委員会」を設け、同年11月に沖縄民政府にかわり沖縄、宮古、八重山の各群島ごとに「沖縄群島政府」、「宮古群島政府」、「八重山群島政府」、昭和26年4月1日に各群島政府を併合させ「琉球臨時中央政府」、そして昭和27年4月に「琉球政府」を設置した。これにより沖縄は日本から切り離され⁽⁷⁾、小規模な行政区域でありながら、立法・司法及び行政の三権を有する国家形態を有した。琉球政府においては、行政府の長として「行政主席」⁽⁸⁾がおかれた。なお昭和20年4月1日まで沖縄に適用されていた法令等は、米国軍の沖縄統治政策に反しない限りにおいて、その効力は、そのまま昭和47年5月15日の祖国復帰まで維持された⁽⁹⁾。

そのために沖縄では、終戦後も日本で公布された宗教法人令（昭和20年12月28日勅令第719号）が適用されることはなく、その後に公布された宗教法人法（昭和26年4月3日法律第126号）も適用されず、戦前の宗教団体法（昭和14年4月7日法律第77号）が維持され続けた。

これが昭和47年5月15日の祖国復帰に伴い、日本国憲法をはじめとする日本の国内法のほとんどは復帰の日から即時沖縄にも適用されることとなり⁽¹⁰⁾、琉球政府は地方自治法（昭和24年4月17日法律第67号）に基づく「沖縄県」へと移行し、宗教団体法も宗教

法人法へ切替られることとなった。

この切替に伴う事務については、相当な困難と苦労があった。当時の担当課長によると、以下のような状況であった⁽¹¹⁾。

沖縄における宗教団体法から宗教法人法への切替措置については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年12月31日法律第129号）第47条で、沖縄の宗教団体法による法人である宗教団体及び復帰の際、琉球政府が保管していた神社明細帳に記載されている神社は、復帰の日から宗教法人法に基づく法人となると規定された。

これにより宗教法人法に基づく宗教法人となったものの代表者は、復帰の日後遅滞なく宗教法人法第12条第1項各号に掲げる事項を記載した規則を作成し所轄庁に届け出なければならなかった。これを受けて知事は、囑託書を作成して、所管の登記所に登記を囑託することによって前段階の切替措置の手続は終了することになった。

次いで、当該宗教法人は、沖縄の本土復帰の日から1年6月以内に、先に届け出た規則を更に検討して今後恒久的な運営の基本ルールとしての規則を定め、知事の認証を受けることになった。

沖縄県は宗教団体法から宗教法人法への切替措置に際して問題が多く、認証するにあたって苦慮した。その具体的内容は次のとおりである。

- ① 戦前の神社については、国家の宗祀であると観念されていたので、宗教法人とは別格の法人格を有していると認められていた。ところが、戦災によって一切の建物が焼失したので、当該土地は「所有者不明土地」となった。そのために神社等の宗教団体は、その土地の所有権回復等について困難が生じた。
- ② 戦災によって礼拝施設が焼失したので、その復旧施設が仮拝殿・仮拝堂の域を出ないなど、法律上保護するに値するかどうかについて疑義が生じた。
- ③ 所有者不明土地として市が管理している神社敷地に、元の社殿が文化財としての価値があるとして、琉球政府が、社殿・参道を復元したことによって、宗教団体への譲渡移管に問題が生じた。
- ④ 団体のなかには、拝殿・拝堂が焼失したのでその代替施設を民間の座敷に設けたことにより、認証にあたって公開性に問題があるとか、あるいは敷地について所有権をめぐる係争中であるとかの理由により、団体の存続が危ぶまれる事例があった。
- ⑤ 復帰特別措置によって法人格を取得したものの、実際には宗教法人としての実態を欠く状態となっている名目だけの法人があった。

沖縄県は、沖縄の置かれた特殊事情又は沖縄の独特な信仰形態等を勘案し、決定的な要件を欠く法人以外は認証するように努めた。

例えば、神社についていうと、以下のとおりである。

- ・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
第47条第1項の規定による法人数 (13)
- ・ 規則認証を受けた法人数 (12)
- ・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
第47条第3項の規定により解散した法人数 (1)

これは新設の認証と異なり、既に法律によって法人格が付与されていることや、あるいは法人格を継続させることにより、関係者の団体復興への意欲を醸成する等のねらいがあった。

3 宗教法人の概要

沖縄県における平成24年3月31日現在の知事所轄の宗教法人数は、表3及び表4のとおり201法人である。

系統別に見ると、他の都道府県と比較して、キリスト教系が過半数を占めているのが特徴である。仏教系は、真言宗と禅系が多いが、復帰後は浄土真宗系の増加が目立つ。

表3 系統別・宗派別宗教法人数

系 統	包括団体	宗教法人数	系統別 構成比
神道系	神社本庁	11	73.3%
	その他	4	26.7%
	(小計)	15	100.0%
仏教系	天台宗系	3	4.9%
	真言宗系	9	14.8%
	浄土宗系	5	8.2%
	浄土真宗系	15	24.6%
	禅宗系	17	27.9%
	日蓮宗系	7	11.5%
	奈良仏教系	0	0.0%
	その他	5	8.2%
	(小計)	61	100.0%
キリスト教系	日本基督教団系	18	17.1%
	その他	87	82.9%
	(小計)	105	100.0%
諸教	天理教	18	90.0%
	その他	2	10.0%
	(小計)	20	100.0%
合計		201	—

備考：天台宗系には金峯山修験本宗が、禅宗系には臨済宗及び曹洞宗が含まれる。

表4 設立根拠法による系統別宗教法人数

設立根拠法 系統別	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	宗教法人法	計
神道系	12	3	15
仏教系	18	43	61
キリスト系	26	79	105
諸教	16	4	20
合計	72	129	201

4 沖縄県における宗務行政

沖縄県における宗教法人行政は、総務部総務私学課私学・法人班で所管しており、班長のほか、主幹1名、主査5名、主任3名の計10名で構成されている。班の主な業務は、宗教法人行政のほか、私学振興、公益法人に関すること等であり宗教法人行政事務は、主査1名が私立学校等就学支援金事務、私学共済事務等を兼ね、前任の主任1名の協力を得ながら担当している。

最近3年間の事務処理状況は、表5のとおりである。

表5 宗教法人事務処理件数

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
認証	設立	4	1	1
	規則変更	7	7	7
	合併	0	0	0
	解散	0	0	0
証明		11	19	19

表5に示したほかに、設立に関する相談はあるが、宗教団体としての要件整備や継続性を判断するために一定の期間を要することから、宗教法人設立に係る規則認証は、おおむね年間1～2件で推移している。

規則変更認証の主な内容は、事務所移転、墓地・霊園事業の実施に関するもの等である。墓地・霊園事業の実施に関する規則変更認証申請に際しては、墓地埋葬法を所管している環境生活部との調整及び確認を行いながら対応している。

規則認証及び非課税証明書の交付に際しては、必ず現地調査を行うことにしている。

また、法人設立の相談や規則認証の際には、憲法で保障された信教の自由に配慮しながらも、さらに宗教法人関係法令に定める事務所備付け書類の整備・保管等について、十分な周知を図っていきたい。

(私学・法人班主査 谷修二郎 記)

注記

- (1) 亀甲墓（かめこうばか）とは、中国文化の影響によるものであり、生前の世界に戻るという意味で女性の子宮の形状になっているともいわれる。中国における墓の形状と酷似している。
- (2) 清明祭の「清明」は、沖縄県では「シーミー」（首里地方では「ウシーミー（御清明）」）と発音する。中国の風習と同様に墓の掃除をするとともに墓参を行い、まるでピクニックのような雰囲気ですべてが揃って墓前で祖先と共に食事（餅や豚肉料理、菓子、果物など）を楽しむ風習がある。（琉球新報社編『沖縄コンパクト事典』琉球新報社、平成 10 年）
- (3) 琉球を支配した薩摩藩は、仏教においても臨済宗と真言宗以外を禁じており、檀那寺、檀家、檀徒の制度化もしなかった。（沖縄朝日新聞社編『沖縄大観』月刊沖縄社、昭和 61 年〔初刊、日本通信社、昭和 28 年〕）

昭和時代に沖縄に建立された仏教系寺院の包括団体は臨済宗妙心寺派が最も多く、歴史的事情と符合する。
- (4) 沖縄の本土復帰までは、現行の墓地埋葬法は適用されていなかったため、昭和 47 年 5 月 15 日の復帰までの基数については、次の法令に基づいた数値である。墓地、埋葬等に関する立法（琉球政府 1959 年 8 月 21 日立法第 164 号）、沖縄群島墓地、埋葬等に関する条例（各群島政府 1951 年条例第 60 号）、墓地及埋葬取締規則（明治 17 年 10 月 4 日太政官布達第 25 号）。
- (5) 「ニミッツ布告」とは、当時のアメリカ太平洋艦隊司令官チェスター・ニミッツ元帥によって、北緯 30 度以南の南西諸島及びその周辺海域における日本政府の行政権と司法権を停止し、アメリカ合衆国軍隊の占領下におくことを宣言したもの。米軍が沖縄を占領する実質的根拠とされ、1966（昭和 41）年まで存続した。

同布告第 1 号から第 10 号までは、昭和 20 年 3 月 26 日慶良間諸島上陸以降に順次公布されたこととされるが、公布年月日及び施行年月日ともに明記された資料はない。米国公文書では、いずれも沖縄本島上陸の日である 4 月 1 日が発布日付となっている。（沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社、昭和 58 年）
- (6) 沖縄の支配権は、米軍が沖縄へ上陸後、昭和 20 年 6 月 21 日に米国海軍から陸軍へ移管され、同年 9 月 21 日に陸軍から海軍へ再移管された。それから昭和 21 年 7 月 1 日に海軍から陸軍へさらに移管された。（中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、昭和 44 年）
- (7) 昭和 28 年 12 月 25 日に琉球政府から分離して、奄美群島が日本に復帰した。戦前は、沖縄県には奄美群島が含まれていたが、これにより同群島は、「鹿児島県」となった。（前掲書、『戦後資料 沖縄』）
- (8) 昭和 25 年からは、米軍による「任命制」から「公選制」となったが、いずれも、「高等弁務官」の支配下にあった。（前掲書、『沖縄大百科事典』）

「高等弁務官は、現地軍司令官としての絶大な軍事権限に加えて、行政、司法、立法の三つの権力を一身に集め、文字どおり琉球政府の頭上に君臨した。〔中略〕琉球における全権限を行使できたので、琉球政府の行政主席をはじめ、他のいかなる職員をも自由に罷免できたばかりではなく、みずから法令を制定、改廃することさえできた。さらに必要とあれば、みずからの判断で琉球政府立法院で議決された予算案を拒否することもできたほか、制定後 45 日以内に限って民法を無効にすることもできたし、また裁判権を民から軍へ移すことも可能であった。」（大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』朝日新聞社、平成 8 年〔初刊、久米書房、昭和 59 年〕）
- (9) 「四 本官ノ職権行使上其必要ヲ生セサル限り居住民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持続ス。」（「米国海軍軍政府布告第 1 号」（いわゆる「ニミッツ布告」）から）
- (10) 即時に適用されなかった法令としては、道路交通法による左側通行などが理解されやすい例であろう。
- (11) 金城貞治沖縄県総務部文書学事課長（当時）による「宗務関係事務の概況 沖縄県の宗務行政事務の現況」（『宗務時報』No.35、文化庁文化庁宗務課、昭和 50 年）から抜粋し引用した。

本稿について

沖縄県は、古来より独自の宗教文化を持ち、また先の大戦後は日本から施政権が分離されアメリカ軍が統治していたため、同県における宗務行政の事情は、他県とは異なる。本稿は、宗務行政の参考に資するため及びその歴史と実状を広く宗教界と関係各方面に知っていただくため、沖縄の本土復帰40周年を迎えた今年の『宗務時報』に掲載した次第である。

御協力いただいた沖縄県総務部総務私学課には、厚く御礼を申し上げます。

(文化庁文化部宗務課)

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の 復旧のための指定寄附金の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被害が発生し、多くの公益的な施設等が被災した。これら東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のために、宗教法人などの公共・公益法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすものとして主務官庁（文部科学大臣，都道府県知事）の確認を受けたものについては、税制上の優遇措置の対象となる。

その具体的な取扱い等については次のとおりである。

（１）通知

事務連絡

平成 23 年 6 月 10 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国公私立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿
各国公私立高等専門学校長
各文部科学省所管独立行政法人の長
各大学共同利用機関法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
各文部科学省所管特例民法法人の長

文部科学省大臣官房政策課

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の 復旧のための指定寄附金の取扱いについて

このたび、平成 23 年 6 月 10 日付けで、財務省告示第 204 号（別添）が公示されるとともに、「東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領」（以下「取扱要領」という。）が発せられました。

東日本大震災により被災した国立大学法人，公立大学法人，独立行政法人，学校法人，私立学校法第 6 4 条第 4 項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。），宗教法人及び特例民法法人等の公益事業用建物等の復旧のために募集する寄附金が，同告

示に基づき一定の要件の下に寄附金控除又は損金算入の対象となる寄附金（以下「指定寄附金」という。）として扱われます。

指定寄附金の扱いは、取扱要領によるほか、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお取りはからい願います。

おって、貴職におかれても、所轄の公共・公益法人等に対し周知方よろしく願います。

（税制上の優遇措置）

寄附金控除（所得金額の40%（※）又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除）の対象となります。なお、主務官庁の確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出された寄附金については、上記（※）の控除可能限度枠が80%に拡大されます。

また、法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

記

- 1 取扱要領「三 主務官庁における手続き等」中、主務官庁たる都道府県知事、都道府県教育委員会から財務省への報告については、募金の主体が文教関係の公共・公益法人等である場合は、文部科学省を経由して行うこととするので、財務省へ提出する書類については、別表にしたがって文部科学省へ送付すること。

別 表

法人の種類	送付・連絡先
学校法人	文部科学省高等教育局私学行政課
準学校法人	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
宗教法人	文化庁文化部宗務課
公立大学法人	文部科学省高等教育局大学振興課
文教関係の特例民法法人	関係各課

(2) 別添

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の
計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

(平成二十三年三月十五日財務省告示第八十四号)

最終改正 平成二十三年六月十日財務省告示第二百四号により第四号追加

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日以後に支出された寄附金について適用する。

なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十年十二月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

一～三（略）

四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供し

ていた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の
復旧のための指定寄附金の取扱要領

一 適用要件等

1. 対象法人

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号。平成23年6月10日財務省告示第204号により一部改正）本文第4号に基づき、東日本大震災からの原状回復に充てるために募集される寄附金として、財務大臣が指定した寄附金（以下「震災復旧寄附金」という。）について、指定の対象となる法人は、以下の法人（以下「公共・公益法人等」という。）とする。

- ・法人税法別表第1に掲げる公共法人（港務局及び地方公共団体を除く。）
- ・同法別表第2に掲げる公益法人等
- ・特例民法法人
- ・認定NPO法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人である法人をいう。以下同じ。）

2. 対象施設等

震災復旧寄附金の募集の対象となる施設等は、建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」という。）のうち次の要件をすべて満たすもの。なお、建物については、通常は一棟ごとに一の建物等とするが、一の建物を区分して利用している場合には、その部分ごとに一の建物等とする。また、この場合において、各部分が組み合わせられて一つの機能を有する場合には、機能単位ごとに一の建物等とすることができる。

- ① 公共・公益法人等がその目的とする事業の用に供していた建物等（公益法人等、特例民法法人又は認定NPO法人にあつては、これらの法人が行う収益事業（法人税法第2条第13号に規定する収益事業）以外の用に専ら供していたものに限る。）であること。

なお、収益事業の用及び収益事業以外の用に併用されている一の建物等については、その震災復旧寄附金の募集対象施設等の判定は、募集対象費用の額の算定において、一定の合理的基準（床面積での按分等）に基づき収益事業の用に供する部分を除いたものを対象とすることにより行うものとする。

- ② 東日本大震災により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること。

なお、一の建物を区分して利用している場合において、一の部分又は機能単位で見れば破損の程度が軽微であっても、他の部分の破損の状況によって建物の全体を改修しなければ本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であ

る場合には、当該一の建物（一棟）全体を対象とすることができるものとする。

3. 募集対象費用

震災復旧寄附金の募集の対象となる費用の額は、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、当該公共・公益法人等の自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む。）、借入金及び補助金によって賄えない部分とする。

(注) 原状回復には、当該滅失又は損壊をした建物及び構築物並びに土地の所在地における原状回復のほか、当該所在地において原状回復を行うことが困難である場合の主務官庁が認める当該所在地以外の地域における当該建物及び構築物並びに土地と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地の取得を含む。また、当該滅失又は損壊をした建物等の規模・機能を大幅に拡張する部分については対象としない。

4. 指定寄附金の確認申請

公共・公益法人等が震災復旧寄附金を募集しようとする場合には、後述二の手續により当該公共・公益法人等に係る主務官庁に確認の申請を行うものとする。なお、主務官庁とは、公共・公益法人等の設立の認可等をする主管の行政機関をいう。

5. 指定対象期間

主務官庁に平成23年6月10日から平成25年12月31日までの間に確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において主務官庁が平成26年1月1日から平成27年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めるときは、同日までに確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から3年を経過する日までの間に募集した寄附金が対象となる。

二 震災復旧寄附金を募集する公共・公益法人等の手續等

1. 募集開始の申請

震災復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等は、以下の書類を作成・添付して、主務官庁に確認の申請をすること。主務官庁とは、例えば公益社団・財団法人に係る行政庁、学校法人、社会福祉法人、宗教法人又は認定NPO法人に係る所轄庁、特例民法法人に係る旧主務官庁が該当する。

なお、作成書類については、別添の記載要領にしたがって記載すること。

(1) 作成書類

- ① 確認申請書（様式1）
- ② 募集要綱（様式2）
- ③ 寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）（様式3）
- ④ 建物等の概要（様式4）
- ⑤ 公共・公益法人等の概要（様式5）

(2) 添付書類

- ① 既往3年間に終了した各事業年度の決算書。なお、提出日の属する事業年度に係る予算書がある場合には、当該予算書及び既往2年間に終了した各事業年度の決算書
- ② 建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類（罹災証明書など。なお、罹災証明書では補修なしには建物等が本来の機能を果たさない、ないしはその利用が困難であることが不明な場合には、その旨を説明する書類を添付すること）
- ③ 募集の対象となる費用の算定の基礎となる資料（工事請負契約書、工事見積書又は土地取得の売買契約書の写しなど）

(注) 上記書類のうち、主務官庁に既に提出済みのものや主務官庁が証明済みのものなどについては添付不要。また、被災により消失するなどのやむを得ない事情がある場合には、代替となるもので差し支えない。

2. 募集開始時

上記1.の確認申請につき、主務官庁より確認書（様式6）の交付を受けた公共・公益法人等（以下「指定法人」という。）は、指定寄附金として震災復旧寄附金の募集を開始することができる。指定法人は、募集要綱をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、当該募集要綱に則り、震災復旧寄附金の募集を行うこと。

3. 募集期間中

(震災復旧寄附金の管理)

- (1) 指定法人は、寄附者から震災復旧寄附金を受け入れた場合には、主務官庁の確認書の写しを添えて、寄附者に寄附受領書（受領書例：様式7）を発行すること。なお、その寄附受領書には、寄附金控除等の適用を受けるためには、この寄附受領書が必要である旨を明記するとともに、指定法人は発行した寄附受領書の控を5年間保存すること。

また、震災復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があった場合又は震災復旧寄附金の指定期限が到来した場合には、その後受け入れる寄附金については当該確認書の交付ができなくなることとなるため、それ以後の寄附金は指定寄附金とならないことに留意すること。

- (注) 募集目標額を超えて寄附金を受け入れることは募集要綱に則っていないこととなるため、寄附金を受け入れる際には、募集目標額を超えないよう自己管理すること。なお、募集目標額に達した場合には、後述の「4. 募集の終了時」の手続が必要となる。

- (2) 指定法人は、寄附者から受け入れた震災復旧寄附金を専用口座などで管理し、建物等の原状回復事業に充てる目的以外の引出しを行わないよう適切に震災復旧寄

附金の管理を行うこと。

また、震災復旧寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理を行うこと。

(情報公開)

(3) 受け入れた震災復旧寄附金について、原状回復事業に必要となる費用に充てるために支出する場合には、建築業者などの支出先から領収書を徴求するとともに、当該領収書を5年間保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

(4) 極力、1月ごとの寄附金の募集実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績(支出ごとの費目、建築業者などの支出先及び金額)について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(年次報告)

(5) 指定法人は、募集期間中に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後2月以内に以下の年次報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

① 作成書類

イ 震災復旧寄附金実績報告書(年次報告)(様式8)

ロ 寄附金に係る事業及び資金概況書(年次報告)(様式9)

ハ 寄附金実績一覧表(様式10)

② 添付書類(既に提出したものを除く)

イ 原状回復事業に係る収支明細書

ロ 寄附金専用口座などの写し

4. 募集の終了時

指定法人は、震災復旧寄附金の募集期間が終了した場合又は募集目標額に達した場合には、直ちに震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、募集期間の終了時又は募集目標額に達した時から1月以内に以下の募集終了報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。

(1) 作成書類

① 震災復旧寄附金実績報告書(募集終了報告)(様式11)

② 寄附金に係る事業及び資金概況書(募集終了報告)(様式12)

③ 寄附金実績一覧表(様式10)

(2) 添付書類(既に提出したものを除く)

① 原状回復事業に係る収支明細書

② 寄附金専用口座などの写し

5. 原状回復事業終了前に事業年度が終了した場合

指定法人は震災復旧寄附金の募集の終了後、原状回復事業が完了するまでの間に事

業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後2月以内に以下の事業報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）（様式13）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）（様式12）

(2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

6. 原状回復事業を変更する場合

指定法人は、確認を受けた震災復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更をせざるを得ないときには、募集開始の申請時の手続に準じて、事業計画の変更の理由及び変更後の寄附事業の具体的内容を説明するのに必要な書類を添えて主務官庁に申請し、主務官庁から当該変更が適当であることの確認を受けること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から3年を超えて延長することはできない。

7. 不正等の事実があった場合

指定法人について、震災復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったこと、この取扱要領に則って手続を行わなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならなくなった場合には、主務官庁の確認書を主務官庁に返還し、手続前述の「4. 募集の終了時」の手続を行うこと。

なお、指定法人が震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

不正等の事実があった指定法人は、震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により直ちに公表するとともに、その不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要な費用に充てられたものの額を控除した残額）について、主務官庁の指示にしたがって処理を行うものとする。

8. 原状回復事業の完了時

指定法人は、震災復旧寄附金を受けて行う原状回復事業が完了した場合には、原状回復事業の完了時から1月以内に以下の完了報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）（様式14）

- ② 寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）（様式15）
 - ③ 建物等の概要（様式4）
- (2) 添付書類（既に提出したものを除く）
- ① 原状回復事業に係る収支明細書
 - ② 寄附金専用口座などの写し

三 主務官庁における手続等

1. 確認申請時

主務官庁は、震災復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等から、確認の申請を受けた時は、提出された申請書類を確認の上、震災復旧寄附金の募集が適当であると判断される場合には、確認書（様式6）を発行する。

なお、主務官庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物等の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成26年1月1日から平成27年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができる。この確認を受ける期限として主務官庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間である平成25年12月31日から1年間延長した平成26年12月31日とするものとする。

主務官庁は、確認書を発行した場合には、当該確認書の写し及び申請書類の写しについて主務大臣を通じてすみやかに財務省に提出すること。財務省は、主務官庁が確認した旨を財務省ホームページで公表する。

申請書類については、以下の事項に特に留意して確認すること。また、申請書類では震災復旧寄附金の募集が適当であるか不明な場合には、適宜公共・公益法人等から聞き取りを行ったり、必要となる資料の提出を求めたりすること。

(1) (様式2) 募集要綱

- ① 寄附金を募集する目的及び使途内容
 - ・公共・公益法人等の自己所有する建物等のうち、公共・公益法人等の公益目的事業などの本来事業の用に専ら供される建物等の原状回復事業に充てられるものであること
 - ・破損の程度が軽微なものは対象としていないこと
 - ・公共・公益法人等の財政状況等に鑑み、到底達成できない事業を対象としていないこと
- ② 募集目標額
 - ・募集目標額に達した場合には、指定対象期間であっても指定寄附金の募集を終了しなければならないので、自己管理を徹底するよう求めること

③ 募集期間

- ・主務官庁の確認の日の翌日から3年を超えて集めた寄附金は指定寄附金の対象とはならないことを周知すること

④ 寄附金の受入れ

- ・受け入れた寄附金を適切に管理するために、原則として指定寄附金の専用口座を設け、その口座を通して指定寄附金の受入れ及び原状回復事業に充てる目的で資金の払出しを行い、その目的以外の払出しを行わないよう求めること

⑤ 情報公開

- ・募集要綱の公表について記載されていない場合は不可
- ・寄附金の募集実績、原状回復事業実績及び支出実績の公表については、任意的記載事項であるので、記載がなくても可。ただし、寄附金の募集実績については極力1月ごとに、原状回復実績及び支出実績については極力1年ごとに公表するよう求めること

⑥ 募集に要する経費の額

- ・通常想定されない費用や、不相当に高額な金額が記載されている場合は不可
- ・受け入れる寄附金の〇%は不可

(2) (様式3) 寄附金に係る事業及び資金概況書 (確認申請)

- ・「⑧ 寄附事業の概要」の「原状回復費」欄の合計額と、「事業費の内訳 (資金計画)」欄の合計額 (「自己資金」欄から「震災復旧寄附金」欄の総合計額) が一致していること

(3) (様式4) 建物等の概要

① 「⑤ 建物等の規模」, 「⑥ 非収益事業部分の規模」

- ・ () 内には、総面積又は面積よりもその建物等の規模を表すのに適当な尺度がある場合には記載を求めること

② 「⑦ 新たに付加された機能」

- ・被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能が追加・拡張されている場合や構造・材質などに変更がある場合には記載を求めること

③ 「⑧ 非収益事業割合」

- ・被災建物等が収益事業以外の用に専ら供されていたかどうか判定するに当たって、少なくとも被災建物等のこの欄に記載されている割合が8割を下回っていないかどうかを確認すること

④ 「⑨ 原状回復超過割合」

- ・⑥欄及び⑦欄に記載された事項を総合的に勘案して、被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されていると認められる場合には、大幅に拡張・変更されている部分として合理的に計算される割合の記載を求めること

(4) (様式5) 公共・公益法人等の概要

- ・公共・公益法人等の事業の概要及び財政状況などから、原状回復事業について適正かつ確実に実施できることを確認すること

2. 募集の開始後から原状回復事業の完了時まで

主務官庁は、募集の開始後から原状回復事業の完了の時まで、震災復旧寄附金の募集及び原状回復事業について、募集要綱及びこの取扱要領に則って適正に行われるよう求めること。なお、指定法人について主務官庁による監督権限がなくなる場合には、震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなることに留意すること。

(年次報告等)

主務官庁は、指定法人から年次報告、募集終了報告、募集終了後事業報告及び完了報告がなされた場合には、その内容について募集要綱及びこの取扱要領に照らして適当かどうか確認し、寄附金の使途等に不審な点を把握した場合には、指定法人に問い合わせをすること。なお、問い合わせた結果、是正されない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

また、年次報告等の提出がなされない場合には、その旨を指定法人に問い合わせるとともに、問い合わせをしても提出がなされない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

なお、主務官庁は、募集終了報告及び完了報告について確認を行った場合には、すみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項について修正又は削除を行う。また、主務官庁は、年次報告等の確認を行ったのち、所管する各指定法人の年次報告等の書類の写しを年度ごとに取りまとめて主務大臣を通じて財務省に提出すること。

(原状回復事業の変更の申請があった場合)

主務官庁は、指定法人から確認をした震災復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更の申請があった場合において、提出された申請書類を確認の上、その変更後の事業が適当であると判断される場合には、その変更の確認をすること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から3年を超えて延長することはできない。

なお、主務官庁は、変更の確認をした場合には、申請書類の写し及び確認書を再発行した場合には再発行した確認書の写しをすみやかに主務大臣を通じて財務省に提出すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項に変更が生ずる場合には、該当事項の修正を行う。

(不正等の事実があった場合)

主務官庁は、指定法人について寄附金の募集が募集要綱に則っていないこと、この取扱要領に則って手続を行わないことその他不正等の事実があった場合には、主務官庁が発行した確認書の返還を求めるとともに、上述二七。「不正等の事実があった場合」の手続を行うよう求める。指定法人が震災復旧寄附金の対象法人とはならなくな

った場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

この場合において、主務官庁は、指定法人に、直ちに震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう求める。

なお、指定法人について不正等の事実があった場合及び指定法人が確認書の返還に応じない場合には、主務官庁はすみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

また、不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額）については、寄附者に返還又は地方公共団体に寄附をするか、原状回復事業に充当して事業を速やかに終了させるか、その時において採りうる適切な方法により処理を行うよう指導するものとする。

(特例民法法人が公益社団・財団法人に移行した場合等)

特例民法法人が公益社団・財団法人への移行認定を受けた場合等には、主務官庁の所管替えが行われることもあるため、特例民法法人に係る旧主務官庁等は、事務の引継ぎを円滑に行うとともに、その旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

以上

(3) 別添

記 載 要 領

各様式の記載に当たっては、次の事項に留意して記載すること

一 共通的事項

- ・該当様式の「住所（所在地）」の欄には募集する法人の主たる事務所の所在地を記載すること
- ・該当様式の「募集目標額」、「募集方法」及び「募集期間」の欄については募集要綱に記載した募集目標額、募集方法及び募集期間を記載すること

二 個別的事項

(様式2) 募集要綱

1 寄附金を募集する目的及び用途内容

- ・東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復に必要な資金に充てるためのものであることを記載すること
- ・その原状回復事業に係る施設等についてできるだけ具体的に記載すること

2 募集方法

- ・インターネットを利用して募集するなど、広く一般に募集を行う方法を具体的に記載すること。インターネット以外の方法としては、例えば官報公告などが該当する
- ・区域及び範囲を限定して募集する旨の方法は、広く一般に募集を行う方法とはならないので、記載しないこと

3 募集目標額

原状回復事業に要する費用（募集経費を含む）のうち、寄附金によって賄う額（自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む）、借入金及び補助金では賄えない額）を記載すること

4 寄附金の募集を行う期間

- ・平成▲年▲月▲日（主務官庁の確認日の翌日）から平成○年○月○日（3年を超えない範囲内で募集に必要な期間）までに募集する旨を記載すること
- ・なお、後日主務官庁の確認日の翌日を記入すること

5 寄附金の受入れ

- ・専用口座などへの銀行振込みによることを記載すること
- ・寄附金控除等の税制上の優遇措置を受ける寄附者に対して、当法人が発行する寄附受領書を交付する手続を記載すること

6 受け入れた寄附金の管理の方法

- ・専用口座などで管理を行うことを記載すること

- ・ 寄附金を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを区分して経理することを記載すること
- 7 情報公開
- ・ 募集要綱についてインターネットその他適切な方法により公表する旨を記載すること
 - ・ 寄附金の募集実績，原状回復事業実績及び支出実績について，適時に，インターネットその他適切な方法により公表することを記載すること
 - ・ 必要費用の支出に係る領収書を5年以上保存し，その保存期間中に寄附者等から閲覧の求めがあった場合には，これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き，求めに応じる旨を記載すること
- 8 募集に要する経費の額
- ・ 募集する寄附金により募集経費を賄う場合に記載すること
 - ・ 例えば領収書を発行する際の通信費や募集用のホームページ開設費など具体的な科目及び金額を記載すること
 - ・ 募集経費として見込まれないものや，募集目標額に比して高額なものは記載しないこと

(様式3) 寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)

- 1 「③ 原状回復費」
- ・ 実施する原状回復事業の総事業費(様式4の⑩欄の合計額)を記載すること
- 2 「⑦ 寄附金の募集の目的」
- ・ ()内に対象となる施設等の名称(建物，構築物，敷地など)を記載すること
- 3 「⑧ 寄附事業の概要」
- ・ 「原状回復事業の概要」の欄には，建物等の種類ごとに具体的な施設等の修復等に係る事業の内容(例：事務所の建替え，本殿の屋根の修復など)を記載すること
 - ・ 「原状回復費」の欄には，当該原状回復建物等に係る事業費(様式4の⑩欄の金額)を記載すること(「内募集対象限度」欄には当該原状回復建物等に係る様式4の⑪欄の金額を記載すること)
 - ・ 「事業費の内訳(資金計画)」の欄には原状回復費のうちそれぞれの資金項目を充当する予定の金額を記載すること
 - ・ 震災復旧寄附金の合計欄の金額は「④③のうち募集目標額」に記載した金額と一致させること。また，当該合計欄の金額は，「原状回復費」の「(内募集対象限度)」の欄の合計額の範囲内の金額であること

(様式4) 建物等の概要

- ※ 被災建物等とは東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等をいう

※ 原状回復建物等とは原状回復する建物等をいう（被災建物等と変更がない事項は同左と記載すること）。なお、移転を行う場合には移転後の建物等について記載すること

1 「① 建物等の種類及び名称」

- ・様式3の⑧欄に記載した具体的な種類及び施設等の名称を記載すること

2 「② 所在地」

- ・建物等の所在地を記載すること。なお、原状回復建物等の所在地が被災建物等と同じ場合は同左と記載すること

3 「③ 取得又は建築年月日」

- ・確認申請時における原状回復建物等にあつては、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載すること

4 「④ 使用目的」

- ・建物等の使用目的を非収益事業と収益事業に分けてそれぞれ具体的に（〇〇事業のためなど）記載すること

5 「⑤ 建物等の規模」

- ・総面積の欄については、建物等の総面積を登記簿謄本、仕様書、設計図面などを確認して記載すること
- ・（ ）欄については建物等の規模を総面積以外に合理的に図れる尺度（全長など）がある場合には（ ）内にその尺度を記載するとともに、各欄にその値を記載すること

6 「⑥ 非収益事業部分の規模」

- ・建物等を非収益事業と収益事業の用に併用している場合は、その非収益事業部分の規模を記載すること
- ・（ ）欄については非収益事業部分の建物等の規模を総面積以外に合理的に図れる尺度（全長など）がある場合には（ ）内にその尺度を記載するとともに、各欄にその値を記載すること

7 「⑦ 新たに付加された機能」

- ・非収益事業部分の被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能に新たに追加又は拡張がある場合（例えばエレベータの設置など）や構造・材質などに変更がある場合（例えば木造から鉄筋造など）にはその拡張・変更について具体的に記載すること

8 「⑧ 非収益事業割合」

- ・建物等を非収益事業と収益事業の用に併用している場合は、一定の合理的基準（⑥欄の値を⑤欄の値で除した値など。ただし、この計算で使用する尺度は一致させること）に基づき、非収益事業の用に供している割合を記載すること

9 「⑨ 原状回復超過割合」

- ・非収益事業部分の被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されている場合に記載すること
 - ・非収益事業部分の被災建物等と原状回復建物等とを比べて原状回復として相当と認められる範囲を超える部分の割合を合理的な基準（建物の規模，追加された機能の価額など）に基づき算出し記載すること（⑥欄に記載された面積が合理的な基準であるとすれば，例えば⑥欄の原状回復建物等の値を⑥欄の被災建物等の値で除した値から1を減算した値が原状回復として相当と認められる範囲を超える部分の割合となる）
- 1 0 「⑩ 原状回復にかかる総事業費」
- ・建物等の工事請書等を確認して，当該建物等に係る総事業費の金額を記載すること
- 1 1 「⑪ 募集対象限度額」
- ・⑩欄に記載した金額に⑧のA欄に記載した値を乗じた金額を1に⑨欄の値を加算した値で除した金額を記載すること

（様式5）公共・公益法人等の概要

- 1 「③ 法人格」
- ・募集法人の法人格を記載すること
- 2 「④ 設立許可年月日」
- ・主務官庁等による設立許可を受けた年月日を記載すること。なお，公益社団法人や認定NPO法人などにあっては，認定日についても併記すること
- 3 「⑤ 代表者氏名及び住所」
- ・申請時の代表者の氏名及び代表者の住所を記載すること
- 4 「⑥ 事業の概要」
- ・募集法人が現に行っている事業の概要を記載すること
- 5 「⑦ 収支内訳等」
- ・募集法人の申請の日の属する事業年度の予算書及び既往2年間に終了した各事業年度の決算書を確認して，それぞれ該当の項目を記載すること
 - ・提出日の属する事業年度に係る予算書がない場合には，既往3年間に終了した各事業年度について記載すること

（様式7）寄附受領書

※ 寄附受領書には，財務大臣の指定した寄附金の告示番号（平成23年3月15日付財務省告示第84号）を記載するとともに，寄附者が寄附金控除等の適用を受けるためには，この寄附受領書が必要である旨を明記すること

- 1 「発行番号」
- ・受け入れた震災復旧寄附金ごとに発行番号を記載すること（発行番号は一連番号で

交付すること)

(様式8) 震災復旧寄附金実績報告書(年次報告)

- 1 「受領書発行番号」
 - ・ 今回の報告期間に発行した寄附受領書の番号を記載すること
- 2 「前年度までの報告書」
 - ・ 前年度までに受け入れた震災復旧寄附金を法人からの寄附及び個人からの寄附に区分して寄附件数及び寄附金額の累積を記載すること(初年度は記載不要。それ以降は前年度の合計欄の件数・金額を記載すること)
- 3 「今年度の報告書」
 - ・ 今回の報告期間に受け入れた震災復旧寄附金を法人からの寄附及び個人からの寄附に区分して寄附件数及び寄附金額を記載すること

(様式9) 寄附金に係る事業及び資金概況書(年次報告)

※ 以下の項目以外の項目については(様式3)の項目を参照して記載すること

- 1 「④当年度末までの募集実績額」
 - ・ 当年度末までに震災復旧寄附金として受け入れた寄附金の実績額を記載すること
- 2 「⑤寄附事業の概要」のうち
 - ・ 「契約年月日」の欄には、原状回復工事を契約した年月日を記載すること
 - ・ 「進捗率」の欄には、今回の報告期間までの各工事の進捗率を記載すること
 - ・ 「事業費の支出状況」の欄には、今回の報告期間までに発生している事業費を支払済みのもの、未払いのものにそれぞれ区分して記載すること
 - ・ 「震災復旧寄附金充当額」の欄には、今回の報告期間までに発生している事業費のうち支払済みの額に充当した震災復旧寄附金の金額を記載すること

(注) 震災復旧寄附金充当額は「原状回復費(内 募集対象限度額)」の欄の金額を超えないようにすること
- 3 「事業費の内訳」
 - ・ 既に提出した震災復旧寄附金に係る事業及び資金概況書(様式3)の事業費の内訳(資金計画)の合計欄に記載した金額をそれぞれ記載すること
 - ・ (内 支払済額)の欄には、今回の報告期間までに支払った金額をそれぞれ記載すること

(様式10) 寄附金実績一覧表

- 1 「報告期間」
 - ・ 募集終了報告にあつては、募集終了の日の属する事業年度開始の日から当該募集終了の日までとすること

- 2 「⑤ 今回の募集合計額」
 - ・ 今回の報告期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること
 - 3 「⑥ 今回までの募集実績額」
 - ・ 募集開始から現在（報告期間の末日）までに受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること
 - 4 「⑦ 達成率」
 - ・ ⑥の金額を③の金額で除した金額を記載すること
 - 5 それ以外の欄について
 - ・ 今回の報告期間に発行した受領書発行番号ごとにそれぞれの項目を記載すること
- (注) 受領額の合計欄が（様式8）の今年度の報告書の合計寄附額に一致しているようにすること

(様式11) 震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）

- 1 「受領書発行番号」
 - ・ 募集期間に発行した寄附受領書の最終発行番号を記載すること
- 2 「募集実績額」
 - ・ 募集期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

(様式12) 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告・募集終了後事業報告）

※ 以下の項目以外の項目については（様式9）の項目を参照して記載すること

- 1 「報告期間」
 - ・ 募集終了報告にあつては、募集終了の日の属する事業年度開始の日から当該募集終了の日までとし、募集終了後事業報告（募集終了の日の属する事業年度に限る。）にあつては、募集終了の日の翌日から募集終了の日の属する事業年度終了の日までとすること
- 2 「募集実績額」
 - ・ 募集期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

(様式14) 震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）

- 1 「原状回復費」
 - ・ 実施した原状回復事業の総事業費を記載すること
- 2 「自己資金」
 - ・ 支出した総事業費のうち、自己資金により充当した金額を記載すること
- 3 「借入金」
 - ・ 支出した総事業費のうち、他からの借入金により充当した金額を記載すること
- 4 「補助金」

- ・ 支出した総事業費のうち、国等からの補助金を受けた場合の、その補助金により充当した金額を記載すること

5 「募集実績額」

- ・ 支出した総事業費のうち、震災復旧寄附金として受け入れた寄附金により充当した金額を記載すること

(様式15) 寄附金に係る事業及び資金実績報告書(完了報告)

※ 以下の項目以外の項目については(様式3)の項目を参照して記載すること

1 「募集実績額」

- ・ 募集期間に受け入れた震災復旧寄附金の合計額を記載すること

1 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

島菌進委員，戸松義晴委員及び深田恵子委員の任期満了に伴い，平成24年4月1日付けで，次の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成26年3月31日まで）。

石 井 研 士 （國學院大學神道文化学部長）
石 倉 寿 一 （大慧會教団次代会長）
関 崎 幸 孝 （公益財団法人全日本仏教会事務総長）

第30期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

会長 井 田 良 （慶應義塾常任理事）
委員 新 井 誠 （中央大学法学部教授）
飯 野 正 子 （津田塾大学長）
○ 石 井 研 士 （國學院大學神道文化学部長）
○ 石 倉 寿 一 （大慧會教団次代会長）
打 田 文 博 （小國神社宮司）
小 串 和 夫 （熱田神宮宮司）
巫 部 祐 彦 （神理教管長）
櫻 井 罔 郎 （東京基督教大学神学部教授）
佐 藤 禎 一 （東京国立博物館名誉館長）
佐 藤 典 子 （弁護士）
杉 谷 義 純 （天台宗宗機顧問）
杉 本 玲 子 （町田クリスチャンセンター教育主事）
○ 関 崎 幸 孝 （公益財団法人全日本仏教会事務総長）
原 田 一 明 （横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授）
保 積 秀 信 （大和教団教主）
村 鳥 邦 夫 （御嶽教管長）
矢 吹 公 敏 （弁護士，一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）
山 岸 敬 子 （中京大学法学部長）
渡 辺 雅 子 （明治学院大学社会学部教授）

(注) ○印は今回の任命委員（3名）で，うち新任委員（3名）には下線を付した。

2 海外の宗教事情に関する調査概要

文化庁文化部宗務課では、平成8年度から平成23年度まで計4次にわたり海外の宗教事情に関する調査（以下「海外調査」という。）を実施してきた。これまでの調査成果は、報告書にまとめ、円滑な宗務行政の推進に資する資料として用いるとともに、広く宗教界や宗教研究者、関係各方面への参考資料とするために作成してきた。

最新の第4次（平成20～23年度）の調査成果がまとまり、先に公表した。本稿では、過去の海外調査を簡略に振り返り、今次の調査結果の概要を紹介する。

（1）海外調査の目的

現在の宗教法人制度が発足してからおよそ60年余が経過し、この間の我が国の社会情勢の大きな変化に伴って、宗教団体及び宗教法人を取り巻く社会的環境も大きく変化してきている。特に近年、社会構造の変化に伴う国民の宗教意識の変化や、宗教団体と社会との関わり方の変化、国家と宗教との関係（政教分離の問題）等、宗教法人制度の基盤にかかわる事柄や宗教と社会をめぐる諸問題について、国会や一般国民等から様々な問題が指摘されている。

こうした我が国における宗教を取り巻く社会的状況を客観的に把握するために、諸外国における宗教団体に関する法制度、宗教と社会との関わり等の宗教事情について調査し、日本と諸外国との実情比較を行うことによって、より適切な宗教法人制度の運用、宗務行政の果たすべき役割に関してその指針を得ようとするものである。

本調査を実施するために学識経験者に調査協力者として協力を求めた。また、適宜協力者会議を開催し、具体的な調査方法、調査事項の検討、実地調査及び結果の処理等所要の事項について助言を受けた。

（2）過去の調査

これまでの各次の海外調査は、次のとおりに実施した。なお座長と調査協力者の肩書等は、各次調査の最終年度のものである。

第1次海外調査（平成8～11年度）

調査対象国は、ヨーロッパ地域からフランス、イギリス、ドイツ、北アメリカ地域からアメリカ、東南アジア地域のフィリピンの計5カ国とした。

座長は阿部美哉氏（國學院大學学長）、調査協力者には新井誠（千葉大学教授）、大石眞（京都大学教授）、金井新二（東京大学教授）、小泉洋一（甲南大学教授）、古賀和則（龍谷大学教授）、初宿正典（京都大学教授）、竹村牧男（筑波大学教授）、棚村政行（早稲田大学教授）、富澤輝男（国際武道大学教授）、長谷部恭男（東京大

学教授)，水野忠恒（一橋大学教授），宮沢浩一（慶応義塾大学名誉教授），村上興匡（東京大学助手），吉川洋子（京都産業大学教授）の各氏に委嘱した。

成果物は、『海外の宗教事情に関する調査報告書』（平成13年3月発行）である。

第2次海外調査（平成12～15年度）

調査対象国は，東アジア地域から韓国，東南アジア地域からタイ，シンガポール，インドネシア，マレーシア，フィリピン，南アジア地域からインド，パキスタン，バングラデシュ，西アジア地域からイラン，トルコ，南アメリカ地域からブラジルの計12カ国とした。

座長は前回に引き続き阿部美哉氏に委嘱した。調査協力者には，池端雪浦（東京外国語大学教授），石井米雄（神田外語大学学長），伊藤亞人（東京大学教授），小田淑子（関西大学教授），立本成文（京都大学教授），田中雅一（京都大学助教授），寺田勇文（上智大学教授），中牧弘允（国立民族学博物館教授），中村緋紗子（文教大学教授），野口鐵郎（桜美林大学教授）の各氏に委嘱した。なお座長の阿部氏は，任期途中の平成15年12月1日に逝去され，後任として石井米雄氏が就任した。

成果物は，『海外の宗教事情に関する調査報告書』（平成17年3月発行）である。

第3次海外調査（平成16～19年度）

調査対象国は，ヨーロッパ地域からフランス，イギリス，ドイツ，イタリア，北アメリカ地域からアメリカの計5カ国を対象とした。

座長は，大石眞（京都大学教授）に委嘱した。調査協力者には，井口文男（岡山大学教授），駒村圭吾（慶應義塾大学教授），初宿正典（京都大学教授），原田一明（横浜国立大学教授）の各氏に委嘱した。調査の実施に際しては，海外宗教事情調査委員会を設置したが，委員には上記の調査協力者，及び井上武史（京都大学助教），上田健介（近畿大学准教授），岡田順太（東北文化学園大学専任講師），片桐直人（京都大学助教），田近肇（岡山大学准教授），横大道聡（鹿児島大学専任講師），稲葉実香（四天王寺国際仏教大学専任講師），櫻井智章（甲南大学専任講師）の各氏に委嘱した。

成果物は，『海外の宗教事情に関する調査報告書』（平成20年3月発行），『資料編1 イギリス宗教関係法令集』，『資料編2 ドイツ宗教関係法令集』，『資料編3 フランス宗教関係法令集』，『資料編4 イタリア宗教関係法令集』，『資料編5 アメリカ宗教関係法令集』（各書とも平成22年3月発行）を作成した。

（3）第4次海外調査

第4次海外調査（平成20～23年度）では，調査対象国は北アメリカ地域からカナダ，ヨーロッパ地域からロシア，スペイン，スウェーデンの計4カ国とした。

座長を竹村牧男氏（東洋大学学長），調査協力者には，加藤普章（大東文化大学法学部教授），北原仁（駿河台大学法学部教授），黒川知文（愛知教育大学教育学部教授），交告尚史（東京大学大学院公共政策学連携研究部教授），小杉末吉（中央大学法学部教授），芳賀学（上智大学総合人間科学部教授），藤原聖子（東京大学大学院人文社会系准教授），真鍋一史（青山学院大学総合文化政策学部教授）の各氏に委嘱した。また調査を円滑に進めるため，井上まどか（清泉女子大学講師），伊達聖伸（上智大学外国語学部准教授）の各氏等にも協力いただいた。

第4次海外調査では次の事項を中心に，カナダ，ロシア，スペイン，スウェーデンの宗教事情について調査を実施した。

① 宗教団体に関する法制度・税制度について

ア 政教関係

- ・政教関係の歴史的社会的背景
- ・現行憲法のもとでの政教関係の具体的内容とその運用等

イ 宗教団体に関する法人制度等

- ・宗教団体に与えられる法的地位
- ・宗教団体に適用される法制度の内容
- ・所轄庁または担当部局（人員，権限）
- ・法の運用の実際等

ウ 宗教団体に関する課税制度

- ・宗教団体が非課税特典を適用されるケースとその歴史的社会的背景
- ・宗教団体に適用される制度の具体的内容とその運用等

② 宗教の社会との関わり

ア 宗教団体の行う社会的活動

- ・宗教団体の行う情報提供，広報活動の実態
- ・異なる宗教間の協力連絡機関
- ・宗教団体の行う本来の活動以外の社会的（公益的）活動等

イ 社会の側からの宗教への評価

- ・社会と摩擦を起こすことの多い宗教団体の問題がどう認識されているか
- ・社会と摩擦を起こすことの多い宗教的団体への対応（事例）
- ・外来の宗教への対応（係争の実例等）

③ 宗教団体の実態についての資料収集等

ア 宗教団体の団体数，施設数，信者数，教師数等に関する公的統計資料の有無の状況

イ 宗教団体が公開している活動状況等資料の有無および状況等

- ・宗教団体に関する法制度・税制度
- ・宗教の社会との関わり
- ・宗教団体の実態についての資料収集等

(4) 調査成果

上記の調査事項に従い、各調査協力者によって各国にて複数年にわたる調査が実施され、最新の知見に基づく原稿を提出していただいた。その結果、平成 24 年 3 月に、『海外の宗教事情に関する調査報告書』、並びに各国の宗教関係法令を原文との対訳形式で収めた『資料編 6 カナダ宗教関係法令集』、『資料編 7 ロシア宗教関係法令集』、『資料編 8 スペイン宗教関係法令集』、『資料編 9 スウェーデン宗教関係法令集』を作成した。以下に、各報告書の目次を紹介する。

『海外の宗教事情に関する調査報告書』目次

はしがき

序論 (竹村牧男)

第 1 章 カナダ (加藤普章・藤原聖子)

第 1 節 政教関係の概要

I 概況

II 歴史的概観

III 英領植民地における政治と宗教の関係

1. フランス系カナダ／2. 英領植民地の動き／3. カナダ連邦の結成

IV 憲法における 2 つの宗教の共存

1. 憲法制度の概観／2. BNA 法における規定／3. 連邦政府と州政府の管轄／4. 宗派別の学校制度の展開

V 1982 年憲法と宗教

1. より明確な規定と権限／2. 連邦政府か州政府か

VI 信仰の自由をめぐる法制度と権利保護

第 2 節 宗教団体制

I 宗教団体に与えられた法的地位

1. はじめに／2. 慈善団体とは何か／3. 慈善団体の法的位置付け／4. 慈善団体に関連する連邦法

II 具体的な運用の仕組み—連邦歳入庁とのかかわり—

1. CRA へ提出する登録申請書類／2. 登録申請が認められると／3. 登録が取り消されると

III オンタリオ州における枠組み

第3節 宗教団体税制

- I GSTの制度と州の売上税との関係
- II オンタリオ州における宗教団体と税制上の優遇措置
- III オンタリオ州におけるHSTの還付

第4節 宗教団体の行う社会的活動

- I 社会貢献の概要
- II 教育への参与
- III 慈善活動（一般信者による寄付・ボランティア活動）
- IV 慈善活動（聖職者によるアウトリーチ）
- V 慈善・公益活動の範囲をめぐって

第5節 社会の側からの宗教への評価

- I 宗教行動・宗教評価に関する意識調査
- II 移民との共存に関する意識調査
- III 信仰の自由をめぐる議論と対応

第2章 ロシア（小杉末吉・黒川知文・井上まどか）

第1節 政教関係の概要

- I 政教関係の歴史的背景
 - 1. 現在の宗教意識／2. ビザンチンハーモニーの導入と「第三ローマ理念」—1988年から17世紀中葉—／3. 教権が政権を優越する—17世紀中葉—／4. 政権が教権を管理する—18世紀から1917年—／5. 古儀式派は政権と教権に抵抗したが19世紀初頭に和解した／6. 政教分離と反宗教闘争—1917年から1991年—／7. ビザンチンハーモニーの復活と第三ローマ理念—1991年以降
- II 現行憲法下の政教関係
 - 1. はじめに／2. 国教分離原則／3. 良心の自由原則／4. 連邦主体憲法

第2節 宗教団体制

- I 宗教団体の法的地位
 - 1. ソビエト体制期／2. 現行民法典上の法的地位
- II 具体的法規制
 - 1. 財産関係／2. 刑法関係／3. 労働（雇用）関係／4. 教育関係／5. その他
- III 宗教団体規制機関
 - 1. 概観／2. 政府付置機関／3. 連邦主体レベルに置かれる機関（タタルスタン共和国）

第3節 宗教団体税制

- I 歴史的概観
- II 連邦税制と宗教団体

- 1. 連邦税制／2. 宗教団体の税特恵をめぐる問題
- Ⅲ 税法典上の特恵
 - 1. 連邦税／2. 地域税／3. 地方税
- 第4節 宗教団体の行う社会的活動
 - Ⅰ 宗教団体の行う情報提供，広報活動の実態
 - Ⅱ 異なる宗教間の協力連絡機関
 - Ⅲ 宗教団体の行う本来の活動以外の社会的（公益的）活動
 - 1. 宗教文化教育をめぐる経緯／2. 宗教文化教育の現状と教科書叙述
- 第5節 社会の側からの宗教への評価
 - Ⅰ 社会問題化する宗教団体
 - Ⅱ 問題視される宗教団体への対応

第3章 スペイン（北原仁・芳賀学）

- 第1節 政教関係の概要
 - Ⅰ はじめに
 - 1. 立憲主義と政教関係の生成／2. 立憲主義の生成とカトリック教会／3. 第二共和国憲法とフランコ体制
 - Ⅱ 1978年憲法における宗教の自由と政教関係
 - 1. 非宗教国家とカトリック教会／2. 国とカトリック教会との協力関係とコンコルダート／3. カトリック教会以外の教団との協力関係
- 第2節 宗教団体制
 - Ⅰ 1980年の宗教の自由法
 - 1. 宗教団体と法人格／2. 宗教団体と協力協定締結要件
 - Ⅱ 宗教団体登記簿
 - 1. 登記の法的性質／2. 登記と宗教団体の分類
 - Ⅲ 宗教と教育
 - 1. 宗教教育とカトリック教会／2. 国とカトリック教会との教育・文化協定
- 第3節 宗教団体税制
 - Ⅰ カトリック教会への財政援助問題と税制
 - Ⅱ カトリック教会と税制改革
 - 1. カトリック教会への財政援助／2. 指定納税制度と自主財源
 - Ⅲ 宗教団体とその他の税制上の優遇措置
 - 1. 芸術支援（メセナ）法／2. 文化財の保護と宗教団体／3. 宗教的な文化遺産の保護
- 第4節 宗教団体の行う社会的活動
 - Ⅰ スペイン社会における世俗化の進展—個人レベル—

II 社会レベルでの世俗化とカトリックの社会活動

III 宗教と習俗の間

第5節 社会の側からの宗教への評価

I スペイン国内における宗教的マイノリティの現況

1. 概観／2. 3つの類型

II 社会の側からの宗教評価

1. 「セクト」不在の要因分析／2. 共存という対応—「多元主義と共存財団 (La Fundación Pluralismo y Convivencia)」を事例として—

第4章 スウェーデン (交告尚史・真鍋一史)

第1節 政教関係の概要

I スウェーデン人の生活と宗教

II 国教会の成立—スウェーデンキリスト教史 その1—

1. キリスト教の到来／2. カトリックの時代—1400年代まで—／3. 新教への移行—1500年代—

III 国教会と宗教の自由—スウェーデンキリスト教史 その2—

1. 他宗派への非寛容, とくにカトリックの排除／2. 検閲の時代—1700年代—
／3. 宗教の自由の回復／4. 国家と教会の分離

第2節 宗教団体制

I 用語統一の試み

II スウェーデン教会の組織

1. はじめに／2. 教会の組織の概要について／3. 宗門規則 (kyrkoordning) について／4. 教会の選挙について—「民の教会」の観念と教会民主主義—／5. 不服申立て審査制度について

III 宗教団体に関する法律の概要

第3節 宗教団体税制

第4節 宗教団体の行う社会的活動ならびに社会の側からの宗教への評価

I 平成21年度調査

1. 現地調査報告／2. 宗教の社会との関わり

II 平成22年度調査

1. テーマ／2. 研究方法

『資料編6 カナダ宗教関係法令集』目次 (翻訳 加藤普章・中村節子)

1 憲法の規定や人権規定

(1) 英領北アメリカ法, 1867年 [抄]

(2) 1982年憲法 [抄]

- (3) カナダ人権法, 1985年〔抄〕
- (4) オンタリオ人権法, 1962年〔抄〕
- 2 法人法制関係
 - (1) カナダ非営利法人法, 2010年〔抄〕
 - (2) 慈善団体登録(安全保障情報)法, 2001年〔抄〕
 - (3) カナダ刑法, 1985年〔抄〕
- 3 宗教法人にかかわる税制
 - (1) カナダ所得税法, 1985年〔抄〕
 - (2) カナダ所得税に関する諸規則〔1990年〕〔抄〕
 - (3) オンタリオ所得税法〔1990年〕〔抄〕
 - (4) 宗教団体土地法(オンタリオ), 1990年〔抄〕
 - (5) オンタリオ自治体法, 2001年〔抄〕
- 4 宗教と教育
 - (1) 英領北アメリカ法, 1867年〔抄〕

『資料編7 ロシア宗教関係法令集』目次 (翻訳 小杉末吉)

- 1 憲法
 - (1) ロシア連邦憲法〔抄〕(1993年12月12日; 2008年12月30日編集)
 - (2) ロシア連邦—ロシア憲法(基本法)〔抄〕(1978年憲法(基本法); 1992年10月10日編集)
 - (3) タタルスタン共和国憲法〔抄〕(〔1992年11月6日〕; 2002年4月19日編集)
- 2 宗教団体を規制する一般連邦法典・法律
 - (1) ロシア連邦民法典第一部〔抄〕(1994年11月30日; 2010年5月8日編集)
 - (2) ロシア連邦民法典第二部〔抄〕(1996年1月26日;〔2006年12月30日編集〕)
 - (3) ロシア連邦刑法典〔抄〕(1996年6月13日; 2011年3月7日編集)
 - (4) ロシア連邦税法典(第二部)〔抄〕(2000年8月5日; 2011年7月18日編集)
 - (5) ロシア連邦土地法典〔抄〕(2001年10月25日;〔2010年12月29日編集〕)
 - (6) ロシア連邦労働法典〔抄〕(2001年12月30日; 2010年12月29日編集)
 - (7) ロシア連邦法律「教育について」〔抄〕(1992年7月10日; 2011年2月2日編集)
 - (8) ロシア連邦法律「非営利組織について」〔抄〕(1996年1月12日; 2010年12月9日編集)
 - (9) 連邦法律「国又は地方自治体が所有する宗教用財産の宗教組織への譲渡について」(2010年11月30日)
- 3 宗教団体規制に関する特別法
 - (1) 連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」(1997年9月26日; 2011年7月1日編集)

(2) タタルスタン共和国法律「良心の自由及び宗教団体について」(1999年7月14日；2010年3月31日編集)

4 宗教団体問題を扱う機関に関する法令

(1) ロシア連邦政府附置宗教団体問題委員会規程 (2006年7月15日；[2010年3月22日編集])

(2) ロシア連邦大統領附置宗教団体協働会議規程 (2001年3月17日；2010年6月28日編集)

(3) ロシア連邦司法省ロシア連邦主体局規程[抄](2009年5月21日；2010年3月22日編集)

(4) ロシア連邦司法省附置国家宗教学鑑定実施鑑定人会議規程 (2009年2月18日；2010年3月22日編集)

『資料編8 スペイン宗教関係法令集』目次 (翻訳 北原仁・アルベルト松本)

1 憲法

(1) 1978年12月27日 スペイン憲法

2 スペイン国及びローマ教皇庁との協定

(1) 1979年1月3日の協定，スペイン国及びローマ教皇庁との法的問題に関する協定 (1979年12月4日批准)

(2) 1979年1月3日の協定，ローマ教皇庁との経済問題に関する協定 (1979年12月4日批准)

(3) 1979年1月3日の協定，ローマ教皇庁との教育及び文化事業に関する協定 (1979年12月4日批准)

3 宗教の自由に関する組織法

(1) 宗教の自由に関する組織法，法律第7号 (1980年7月5日)

(2) 勅令第142号 (1981年1月9日) 宗教団体登記簿の組織及び運営

(3) 政令第1159号 (2001年10月26日) 宗教の自由に関する諮問委員会の規定

(4) 司法省令第1375号 (2002年5月31日) 宗教の自由諮問委員会の組織及び権能

4 宗教団体との協定

(1) 1992年11月10日の法律第24号，スペイン国とスペイン福音宗教団体連合との協力協定

(2) 1992年11月10日の法律第25号，スペイン国とスペイン・イスラエル共同体連合との協力協定

(3) 1992年11月10日の法律第26号，スペイン国とスペイン・イスラーム委員会との協力協定

5 教育に関する法律

(1) 教育に関する権利の組織法 法律第8号 (1985年7月3日)

- (2) 教育に関する組織法 法律第 2 号 (2006 年 5 月 3 日)
 - (3) 2006 年 12 月 29 日の勅令第 1613 号 中等義務教育に応じた最少限の教育の設定
- 6 教団の財政援助
- (1) 2003 年 10 月 10 日の勅令第 1270 号 非営利団体税制及びメセナ事業への税制上の奨励措置制度を適用する規則を承認する勅令
 - (2) 2002 年 12 月 23 日法律第 49 号 非営利団体税制及びメセナ事業への税制上の奨励措置制度に関する法律

『資料編 9 スウェーデン宗教関係法令集』目次 (翻訳 交告尚史)

- (1) スウェーデン教会に関する 1998 年の法律第 1591 号
- (2) スウェーデン教会に関する法律 (1998 年第 1591 号) の導入に関する法律 (1998 年第 1592 号)
- (3) 宗教団体に関する法律 (1998 年第 1593 号)

(5) おわりに

第 4 次海外調査で作成した報告書と宗教関係法令集の計 5 冊は、下記にある文化庁のホームページにて公表している。併せて過去の調査で作成した報告書も掲載してある。

宗務行政担当者及び宗教法人関係者におかれては、本調査の成果を参照いただき、海外の宗教事情について理解に資する資料として、報告書を活用せられたい。

最後になるが、海外調査に協力をいただいた研究協力者、現地の宗教者及び学識経験者、並びに関係各方面におかれては、厚く御礼を申し上げます。

(海外の宗教事情に関する調査)

<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/kaigai.html>

宗 務 時 報 No. 114

発行日 平成24年9月5日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111 (代表)

印刷・製本 有限会社 泉印刷
